

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成 28 年 9 月 8 日 (木) 午前 10 時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 古川 洋一 副委員長 筒井かよ子
委員 大和田和男 委員 富山 豪
" 萩谷 俊行 " 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 中崎 政長 事務局次長 寺山 修一
次長補佐 横山 明子

会議事件説明のため出席した者の職氏名 (総括補佐以上と発言者)

副市長 宮本 俊美 教育長 秋山 和衛
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 飛田 良則
保健福祉部長 大部 公男 社会福祉課長 菊池 正明
社会福祉課長補佐 高安 正紀
こども課長 清水 貴 こども課長補佐 大森 晃子
子育て支援G長 会沢 正志
地域子育て支援センター長 助川 淳子
こども発達相談センター長 城宝 信保
介護長寿課長 平松 良一 介護保険G長 生田目 奈若子
保険課長 先崎 民夫 保険課長補佐 高島 浩一
健康推進課長 片岡 祐二 健康推進課長補佐 藤咲 富士子
教育部長 会沢 直 学校教育課長 高橋 秀貴
学校教育課長補佐 渡邊 勝巳 学務・施設G長 萩野谷 真
指導室長 大高 伸一 学校給食センター所長 川上 義和
生涯学習課長 根本 実 生涯学習課長補佐 小林 正博
スポーツ推進室長 鈴木 良一
図書館長 萩野谷 智通 中央公民館副館長 南波 三千代
歴史民俗資料館副館長 木内 忠

会議に付した事件と結果概要

付託案件

(1) 議案第 72 号 平成 28 年度那珂市一般会計補正予算 (第 3 号)

結果 : 原案のとおり可決すべきもの

- (2) 那珂市公民館規則の一部を改正する規則について
結果：休館日の変更について説明を受けた
- (3) 認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
結果：原案のとおり認定すべきものとする
- (4) 那珂市地域密着型サービス事業者の整備について
結果：新たに公募したグループホーム事業者の決定について説明を受けた
- (5) 議案第76号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第1号）
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (7) 請願第3号 教育予算の拡充を求める請願
結果：原案のとおり採択すべきもの
- (8) 茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について
結果：教育厚生常任委員会から大和田委員が出席
- (9) 議会報告会での報告案件について
結果：今定例会及び今年の委員会で審議した案件、委員会の調査事項について報告
することに決定
- (10) 調査事項に係る視察研修後の意見交換と今後の進め方について
結果：次回委員会で協議

開会（午前9時58分）

委員長 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、全員集合されておりますので、ただいまより教育厚生常任委員会を開会したいと思います。

本日は、皆様ご多用の中ご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

きょうの委員会は、決算認定を中心にたくさんの議案等が用意されておりますので、慎重かつスムーズな議事運営にご協力をお願いしたいと思います。

また、きょうはといたしますか、この教育厚生常任委員会、若い議員も多いですけれども、事前に勉強会を開いてきょうに臨んでおりますので、執行部におかれましては、明瞭かつ簡潔にご答弁のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、挨拶は以上とさせていただきます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクをご使用ください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

ただいま古川委員長のご挨拶がありました。一生懸命勉強しているそうなので、楽しみにしておりますけれども。

今、委員長が言われましたように、27年度の決算の認定と議案等もあります。各委員には慎重なるご審議をお願いし、また、執行部には簡潔かつ明瞭なるお答えをいただきたいと思っております。

ご苦労さまでございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 皆さん、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会でございます。

昨日とおとといにわたりまして、それぞれの常任委員会で活発なご意見をいただきました。本日、執行部からの付託案件は7件でございます。執行部も丁寧な答弁に心がけてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 おはようございます。

子供たち、2学期ということでスタートいたしました。きょうも天候が危ぶまれたんですけども、通常どおりということで授業のほうを進めております。夏休みには先生方、今、幼少連携ということで、非常に県のほうでも、また那珂市でも子供たちの教育というのに対して取り組むということで、先生方の研修もかなり夏休みには入っておりました。そういう意味で、これから幼少・小中連携の教育をしていくということになるかと思っております。

また、これから10月まで、運動会等たくさん用意されておまして、委員の皆様には、本当にご多忙ではございますけれども、ご指導のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

暫時休憩します。

休憩（午前10時03分）

再開（午前10時09分）

委員長 大変失礼いたしました。それでは、再開いたします。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、審議順はお手元に配付の資料のとおり、担当課ごとにいたします。

これより議事に入ります。

議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課への質疑を行うことといたします。

では、初めに財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。説明につきましては、当委員会所管の部分についてご説明いたします。

4ページをお願いします。第2表、継続費になります。

9款教育費、4項幼稚園費、事業名、公立幼稚園建設事業（基本実施設計分）総額3,605万1,000円。平成28年度ゼロ円、平成29年度3,605万1,000円になります。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、追加になります。一番下になります。

公立幼稚園用地取得事業、期間、平成28年度から29年度まで。限度額7,676万円。

13ページをお願いします。

下段になります。款項目、補正額の順に読み上げてまいります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,426万7,000円、3目障害福祉費210万円。

14ページをお願いします。

6目医療福祉費34万7,000円、8目介護保険費140万円の減。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費480万6,000円、2目児童措置費5,216万2,000円。

15ページになります。

3目保育所費345万2,000円の減。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費158万4,000円の減。

16ページをお願いいたします。2段目になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,171万3,000円の減。

20ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費182万8,000円。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費300万円の減、3目幼稚園建築費429万9,000円。

21 ページになります。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 2,632 万 3,000 円、2 目公民館費 651 万 4,000 円の減、4 目歴史民俗資料館費 182 万 4,000 円の減、7 目図書館費 169 万 4,000 円。

22 ページをお願いいたします。2 段目になります。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費 200 万円の減。

1 つ飛びまして下段になります。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 20 万 5,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大和田委員 15 ページの民間保育園増改築費補助事業で、以前、何か瓜連保育所の増床と聞いたんですけども、どのぐらいの増床なのか。

こども課長 こども課からご回答させていただきます。

今回、補正で上げさせていただきました民間保育園増改築費補助事業ですけれども、おっしゃるとおり瓜連保育園で、面積にしまして 236.84 平米、保育室が 2 部屋と多目室が 1 部屋の増築ということで上げさせていただいております。

以上でございます。

大和田委員 実際どのくらい、子供当りで何人ぐらい受け入れが可能になりますか。

こども課長 定員でございまして、30 名の定員の増ということで計画しております。

委員長 外にございませんか。

君嶋委員 補正予算の 13 ページ、民生費の障害者差別解消法推進事業の中の備品購入費ということで約 200 万円の予算が計上されていますけれども、この内容についてお伺いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課でございます。

本年 4 月に障害者差別解消法が施行されました。これに伴いまして、コミュニケーション手段による対応について、体制整備を行うものでございます。具体的には、視覚障害者用としまして点字プリンターの導入、聴覚障害者用としまして耳当て式助聴器の導入、身体障害者用としまして会話補助装置、また電子黒板等を整備してまいります。

今後につきましても合理的配慮の提供については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

君嶋委員 了解しました。

委員長 ありがとうございます。

外にございませんか。

私からすみません。

14 ページの学童保育事業のところに、やはり備品購入費がございます、291 万 6,000 円。これについてお伺いします。

こども課長 学童保育事業の備品購入でございますけれども、こちらは学童クラブの業務の効率化と
いうことを図るためにICT関係、具体的にはパソコン、プリンターなどの周辺機器の備品を購
入して、事務環境の整備を図るものでございます。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

あともう一つですね、20ページの公立幼稚園建設事業で、測量費ということで429万9,000
円でございます。これはいいんですけども、ちなみにこの、改めて面積と、あと土地の取得代
金というんですかね、予定で結構ですけども、どのぐらいか教えてください。

学校教育課長 学校教育課でございます。

幼稚園でございますが、敷地面積のほうは約9,000平米ぐらいを予定しております。地権者と
今交渉中で、用買についてはまだ不動産鑑定のほうですね、6月補正で出しましたんで、具体的
な金額はまだ出ていないんですが、一応、市のほうで表示する価格では同意したいということで、
今、意思のほうは確認している状況でございます。建物のほうですが、面積のほうは、これから
設計施工になるわけですが、1,500平米ぐらいを予定しております。土地の取得の金額について
は、債務負担で今7,600万円を計上しておりますが、実際の額につきましては5,000万円程度以
下になるのではないかとということで考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ちなみにその予定、あくまでも予定ですが、5,000万円ぐらいになるだろうということで、そ
の場合の平米当たりか、坪単価でも結構ですけども、どのぐらいになりそうですか。

学校教育課長 こちらについては、まだ鑑定が実際出たばかりでして、地権者のほうにまだお知らせ
していない状況でございます。当初の7,000円につきましては、約1万平米で、坪、平米ですね、
7,000円ということで、限度額いっぱいを想定しているわけですが、実際の実売については3割
ぐらいは落ちるのではないかとということで想定している次第でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

外にございませんか。

副委員長 14ページの児童措置費で補正額5,200万円ちょっと計上されておりますが、これの内容
的なものを教えていただきたいと思えます。

こども課長 2目の児童措置費でございますけれども、右側の説明の欄をごらんいただきまして、ま
ず、負担金補助及び交付金ということで、こちらのほうは、日本スポーツ振興センター、こちら
入所しています園児たちの保険ということで、補正を上げさせていただいておる保険料でござい
ます。

それからその一番下の下段になりますけれども、補助金ということで、こちらは県の事業でござ
いまして、乳幼児等の、1歳児でございますけれども、1歳児の人数によりまして補助金が、
非常勤保育士を雇ったときに助成がされるということの補助金でございます。こちらのほうに

つきましても、入園時の児童の増加に伴いまして補正をさせていただいております。それらの合計で5,216万2,000円になってございます。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。生涯学習課以外の方はご退出をお願いします。

休憩(午前10時20分)

再開(午前10時23分)

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席しております。

那珂市公民館規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課課長の根本です。よろしくをお願いします。

常任委員会資料の8ページです。

那珂市公民館規則の一部を改正する規則について、改正の概要を報告します。

現在の規則では、公民館の休館日は基本的に月曜日ですが、月曜日に祝日が当る場合は、その翌日を休館日としています。近年、月曜日が祝日となる回数がふえまして、火曜日に定期団体登録をしている団体が使用できないという日が多くなっている状況です。

資料の利用実績からもわかりますように、月曜日の祝日に開館しても使用する団体は少ないこともあり、毎週月曜日を休館日とするものです。

なお、昨年度に火曜日を定期利用登録している団体を対象にアンケートを実施しましたところ、11団体中9団体が円滑な運営実現のために月曜日を定期休館日にしてほしいという要望がございました。祝日の振りかえにより、火曜日に定期利用している団体の影響をなくすための改正になります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

祝日であっても、月曜日は閉館とすると。

生涯学習課長 そうです、そのとおりです。

委員長 質疑ございませんか。

じゃ、すみません、私から。申しわけございません。

月曜日の祝日に利用した団体が5件、3件、4件という推移でございますけれども、ちなみにどのようなイベントをされていたのかわかりましたら教えてください。団体名は結構です。

中央公民館副館長 中央公民館です。

ほとんどは市民団体の活動なんですが、主な行事を3つほど挙げたいと思います。いくつかの自治会の総会、もう一つは、ある団体主催の映画会、もう一つは、文化協会、書道、写真の合同展覧会、こちらは土日月の3日間にわたり、毎年行われているイベントなんですが、公民館規則第8条第2項の規定では、館長が必要と認めるときは休館日であっても開館することができるかとされておりまして、市のイベントなどでは臨時に開館できると考えております。

委員長 ありがとうございます。

そうしますと、今お話しいただいた団体、イベントについては、月曜日が閉館になってもそれほど問題はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

中央公民館副館長 そのように考えております。

委員長 ありがとうございます。

君嶋委員 ちょっとその点でお聞きしたいんですけれども、そうすると、各イベントがもし土曜、日曜、祝日、3日間のイベントは、もう2日間でというような企画で進めるほかないんですか、そうすると、今後は。その点ちょっと。

中央公民館副館長 先ほどもお話ししましたとおり、公民館規則の第8条第2項の規定で、館長が必要と認めるときは休館日であっても開館できるとされておりまして、市の大きなイベントなどでは開館することができるかと考えております。

君嶋委員 それは館長が必要だということで認めた場合ということですが、そうすると、大きな事業、市の事業等だけですよね、実際に使えるとなるのは。一般の方の団体がちょっと借りたいといっても、もうその日は休みだということで、もう計画には入らないと思うんで。

今までが、もう月曜日というのは休館日だよという皆さん、市民の方も定着しているから、実際は月曜日の利用した団体というのは、そういうイベント以外はほとんどないと思うんです。この実績の結果でも、25年、26年、27年、5件、3件、4件というのは、これ皆さん、もうそういう団体が使っただけで。ですから、必要ないということなんですね。了解しました。わかりました。

委員長 よろしいですか。

ちなみに今の場合、月曜日の休館日に館長の判断で開館にした場合でも、火曜日は休館にはしないんですね。

中央公民館副館長 休館にはせず、職員の代休で対応しようと考えております。

委員長 わかりました。

外に質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員の皆様申しあげます。決算認定の質疑は、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。また、総括質疑は行いません。

認定第1号 決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

それでは、順次審議いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、一般会計歳出のうち、生涯学習課から審議いたします。

生涯学習課所管の部分について説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課課長の根本です。外職員が出席してございます。よろしくお願いいたします。

まず222ページをお開きください。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、支出済額1億2,715万6,424円。不用額で大きいものは職員人件費関連になります。

続きまして、226ページをお開きください。

2目公民館費、支出済額4,573万675円。不用額で大きいものは、公民館施設管理事業の需用費で、灯油代の残金になります。これは、灯油代の単価がかなり低くなったための影響です。

続きまして、228ページをお開きください。

3目青少年対策費、支出済額688万9,742円。不用額で大きいものは、青少年相談員設置事業、青少年育成事業、ふるさと教室開設事業の貸し切りバス借り上げ料の残金になります。

230ページをお開きください。

4目歴史民俗資料館、歴史民俗資料館費、支出済額3,231万2,281円。主な不用額は、人件費及び複写機のリース契約の残金になります。

続きまして、232ページをお開きください。

5目文化財保護費、支出済額364万2,754円。不用額で大きいものは、文化財保護対策事業の埋蔵文化財発掘調査の委託費になります。これは、昨年度、個人住宅の建築等に係る発掘がなかったことによるものです。

234ページをお開きください。

6目市史編さん費、支出済額103万4,297円。不用額で大きいものは、市史編さん事務費の印刷製本費で、「戦争の記憶」という刊行物の入札差金になります。

同じく234ページになります。

7目図書館費、支出済額9,319万7,020円。不用額で大きいものは、図書館管理事業の電気料になります。

236 ページをお開きください。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、支出済額 2,686 万 5,583 円。不用額で大きいものは、消耗品や修繕料の残金及び体育協会事業の一部延期などによるものです。

240 ページをお開きください。

3 目体育施設費、支出済額 968 万 7,386 円。不用額で大きいものは、各体育施設の電気料金、また施設管理などの委託料の残金になります。

242 ページをお開きください。

4 目総合公園費、支出済額 1 億 6,113 万 5,249 円。不用額で大きいものは、電気料、灯油代などの残金によるものです。

以上でございます。

委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

大和田委員 233 ページの文化財保護費の中で、額田城跡整備事業で、主要調書の中にもあったんですけども、額田城跡保存会に 60 万円となっているんですけども、何をやっているんですか。

委員長 委託費の 60 万円についてですか。

大和田委員 そうですね。

委員長 何を委託しているのか。

大和田委員 はい。

生涯学習課長 これは額田城跡保存会に対しまして、具体的には、額田城跡の管理、除草とかそういうことをやっております。

以上です。

大和田委員 所管はちょっと違うんですけども、総務費でまた額田城跡保存会に 50 万円入っているというのは、別物ですよ。

生涯学習課長 それは別のものです。

大和田委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

議長 237 ページの保健体育関係なんですけれども、例えば体育協会あたり主催のいろんなスポーツ大会がありますよね。そういった中に、あるいは後援している中に、高齢者のスポーツ大会がありますね。そういった中で、例えば関東大会、あるいは全国大会に出席したときに、交通費とか宿泊費とかの補助がないというふうに聞いているんですけども、そういう関係の手当はしていないんでしょうかね。

生涯学習課長 体協関係ということで補助しておりますので、その中での運用になると思います。

議長 そうすると、体協関係で、それは把握して、体協関係のほうの予算から出ているということと理解してよろしいんですか。

生涯学習課長 はい。

議長 了解しました。

委員長 所属する各連盟から補助が出ているということですか。体育協会の各連盟に所属している、その団体は、その連盟から補助が出ているということですか。

生涯学習課長補佐 規定がございまして、全国大会、関東大会等におかれましては、役員会で、まず申請書の提出を求めまして、こういった大会があるから補助をしてくださいよと。それに対して役員会で諮りまして、決まりがありまして、たしか4万円だったと思うんですけども、その中でやっていただくということで、例えば予選会を通さないで上の大会に行った者については補助の対象外ということにはなっております。あくまでもそれは体育協会の加盟団体に限るということでございます。

委員長 外にございせんか。

富山委員 図書館費なんですが、ページ数は237ページ。ブックスタート事業という、この事業の内容を教えていただきたいなと思います。

図書館長 ブックスタート事業につきましては、乳幼児が本に親しむ、本を読むきっかけになっていただきたいということがありまして、健康推進課のほうと連携をとりまして、三、四カ月児の健診のときにブックスタート事業ということで、ボランティアさんが読み聞かせをやったり、絵本のプレゼントをしたり、そういった事業でございます。

委員長 よろしいですか。

萩谷委員 先ほど額田城跡についてなんですけれども、この原材料費で案内看板と、こうなっているんですけども、以前から看板等なんか出ているんですけど、これ27年度、どういう看板を新しくこれ立てたんですかね。何かちょっと聞くところによると、旗をつくるんだとかいう話があったのに、何かそういうのも何もできていないし。どうなっているのかなと私思っているんですけど。

歴史民俗資料館副館長 お答えします。

この案内看板は、額田城跡の中で準備段階として、城跡の中の案内と、あとこれから整備をちょっとするんですけども、駐車場のための材料というか、その辺を用意しました。

萩谷委員 駐車場は2カ所提供されて、できるということで、それはわかるんですが、案内板で、例えば25万円というのはどんなふうでかかるのかなと、こう思うんですよね。

歴史民俗資料館副館長 看板自体が、ちょっといいものになってしまいまして、鉄骨で少し大き目のものでしたので、ちょっと値段が張ってしまいました。

萩谷委員 これからつくって立てるといことですか。まだできていないですね。

歴史民俗資料館副館長 そのとおりです。

萩谷委員 そうですか、わかりました。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

副委員長 235ページの市史編さん委員設置事業というのがあるんですが、これは何名ぐらいの委員

で運営されているのでしょうか。

生涯学習課長 全部で10名でございます。

副委員長 10名の方の委員会ということで、年に何回ぐらい開かれておりますか。

生涯学習課長 年に2回程度です。

副委員長 年に2回委員会を持たれて、これが成り立っているというような解釈でよろしいのでしょうか、市史編さん委員会というのは。

生涯学習課長 そのとおりです。

副委員長 これは、内容的にはどのようなことを検討されているのか、もし差し支えなければ伺いたいのですが。

生涯学習課長 歴史的に風化していく資料等について、資料を調査しまして、歴史を明らかにして、市民の郷土愛を高揚するために、専門的な知識のある委員さんからそういう意見をいただいて反映するというところでやっております。

委員長 副委員長、よろしいですか。

副委員長 はい。

君嶋委員 233 ページで文化財保護対策事業、先ほど説明がありました、遺跡調査というかその委託料ということで出していますが、調査をして何かいいものとかすばらしいものが出たとか、そういう結果は出ましたか。その点ちょっとお聞きしたいんですが。

歴史民俗資料館副館長 実際この委託料で発掘委託、これは実際行っていないので、いいものが出たということは、ここ二、三年はないです。

君嶋委員 発掘はしていないんですね。

歴史民俗資料館副館長 この予算は個人住宅のための予算計上として、実際、個人住宅新築のために個人の方が文化財が入っている土地で発掘調査を行ったという事例がここ2年ぐらいはないので、実際は出ていないですね。

君嶋委員 そうすると、委託料は実際はないということなの。

歴史民俗資料館副館長 この個人住宅を新築の場合の発掘調査に1軒大体200万円ぐらいかかってしまいますんで、そのために個人の方が住宅を新築した場合に、市のほうで一応発掘調査を行うという目的で予算計上しているもので、ここ2年ぐらいは、そういう個人住宅の発掘調査は行っておりません。実際に発掘調査を行う場合に、ハウスメーカーなどが宅地分譲、そういう案件は何件かありますけれども、個人の方が発掘調査を行うという事例はありませんでした。

君嶋委員 じゃ、公共施設としては全然なかったんですか。ありますよね、その公共事業の中で発掘調査をして、何かそういうちょっと歴史的なものとか、何かそういうものは出たのかということを確認したかったんですが。

歴史民俗資料館副館長 27年度は、市のほうではございませんでしたが、例の下大賀の118号、あの現場では、県内で初出土したような遺物も出ております。

以上です。

君嶋委員 酒出の浄水場のところは、あれはもう既に終わってしまったんですか。

歴史民俗資料館副館長 あれはもう既に終わりまして、浄水場の工事が始まっておりますので。

君嶋委員 了解しました。

委員長 外にございませんか。

じゃ、私からすみません。237 ページの一番下、スポーツ教室開設事業なんですけれども、決算主要施策調書の123 ページにさまざまな教室を開催されておりますが、これについては大いに結構なことだと思うんですけれども、その中にスポーツ教室で3 B体操というのがありますよね。これは茨城国体で予定されているものだと思うんですが、こういったものも含めて、ちょっとこれ予算のほうにも関係してしまうかもしれませんが、茨城国体や東京オリンピックを視野に入れ、ジュニアというか、小学生、中学生、高校生ぐらいまででしょうか。こういったジュニアを育成するための事業というのは何かされなかったですか。または、これからされる予定はございませんか。

生涯学習課長 お答えします。

3 B体操に関しては、今のところそういう育成ということでの具体的なものは予定はございません。

以上です。

委員長 3 B体操についてはそういうことですね。

それ以外に、大きな広い視野で、いろんな各種競技とかいろいろあると思いますよね。那珂市でやるやらないとかということではなくて、茨城国体や東京オリンピックとかを視野に入れて、那珂市の人材を育成するという意味で何かそういった各種競技等の育成の事業のようなものは考えていませんかという話です。

生涯学習課長 今のところは考えてございません。

委員長 わかりました。

外にございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前10時47分)

再開 (午前10時48分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、学校教育課所管の部分について、執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の高橋でございます。外5名が出席しています。よろしくお願ひいたし

ます。

それでは、決算書の 190 ページをお開き願います。

説明につきましては、款項目、支出額の順に読み上げさせていただきます。

ページの中ほどになります。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 208 万 3,990 円。教育委員の報酬等が主な支出となっております。

同じく 2 目事務局費 1 億 1,964 万 4,301 円。教育長及び事務局職員等の人件費、事務費が主な支出でございます。

192 ページをお開き願います。

下段になりますが、3 目教育指導費 1 億 3,118 万 1,326 円。不用額の多い部分の内容でございますが、小中一貫教育推進事業における需用費、家庭学習の手引き、道徳郷土資料集の印刷製本費の入札差金と同事業におけるバス賃借料の残でございます。

続きまして、196 ページをお開きください。

2 項小学校費、1 目学校管理費 1 億 5,871 万 8,821 円。不用額の内容でございますが、需用費におきまして、水道使用料が約 18%減になったことと暖房の灯油価格が大幅に下がったことによるものでございます。また、賃借料の残につきましては、各小学校に配分いたしました管理事務費のバスの借り上げ料に残額が生じたものでございます。工事請負費につきましては、菅谷東小学校特別教室棟の屋根補修工事の入札差金でございます。

続きまして、204 ページをお開き願います。

2 目教育振興費 3,655 万 7,973 円。不用額でございますが、需用費におきまして、教育用コンピューターのサーバー等の故障の際の対応する修繕料の残額、扶助費の就学奨励事業の残額でございます。

続きまして、208 ページをお開き願います。上の段になります。

3 目学校建築費 201 万 9,600 円。不用額でございますが、瓜連小学校屋内運動場天井耐震化工事設計業務の入札差金でございます。

なお、工事はこの 9 月に間もなく完成する予定となっております。

続きまして、同じく 208 ページとなりますが、3 項中学校費、1 目学校管理費 1 億 916 万 3,053 円。不用額の内容でございますが、需用費におきまして、備品修繕料の残及び暖房用の灯油価格が大幅に下がったこと等によるものでございます。また、委託料におきましては、施設管理事業の樹木伐採等の委託費の残額が生じております。

続きまして、214 ページをお開き願います。

2 目教育振興費 3,026 万 3,171 円。不用額の内容につきましては、先ほどの需用費の部分でございますが、先ほどの教育用コンピューターの非常時の修繕料の対応する修繕料の残額と、扶助費につきましては、就学奨励費事業の残でございます。

続きまして、216 ページをお願いいたします。

3 目学校建築費 1 億 7,007 万 1,920 円。不用額につきましては、委託料、工事請負費ともに入札による差金でございます。

同じく 216 ページとなりますが、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 1 億 7,681 万 6,495 円。不用額の内容でございますが、需用費につきましては、燃料費で暖房用の灯油の価格が大幅に下がったこと等に伴うものと、同じく需用費の緊急時対応の施設補修事業の修繕料の残額となっております。最後になりますが、238 ページをお開き願います。

6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費 5 億 2,716 万 7,175 円。不用額の内容でございますが、需用費の燃料費のボイラー用の重油価格がやはり大幅に下がったこと等によるものが大きな要因となっております。

説明のほうは以上で終了いたします。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

君嶋委員 では、239 ページ、ちょっとお聞きしたいんですが、給食センター施設管理事業ということですが、今後、ちょっと確認したいのは、瓜連小学校地区、瓜連給食センター、これは平成 30 年までということなんですが、その後とか、そういうことについて、もう既に検討されているのか、その点をちょっとお伺いしたいんです。

学校教育課長 瓜連給食センターにつきましては、29 年度をもって閉所ということで予定をしています。こちらにつきましては、現在移管のための準備ということで、那珂センターのほうですね、機器のほう、交換作業等を進めているところでございます。

瓜連センターにつきましては、現在借地の上に市の建物が建っているという状態でございます。これにつきましては、施設ですね、今後どうしていくのかという検討も含めて、現在やっているところですが、実は、JA のほうから瓜連センターを譲渡していただきたいという要望がこのたび出されております。これにつきましては、まだ出された状態でございますので、今後移管しない場合については、私どものほうで瓜連センターのほうは民地でございますので、撤去作業等の予算も生じてきますので、それにつきましては市のほうでは、なるべく経費負担のかからない方法で考えていきたいというふうに思っております。

センターにつきましては、今後スケジュール等、そうした移管とか、民地ですので、地権者の意向も大きいんですが、その辺の状況を踏まえて方針が決まりましたらご報告したいと考えております。

以上でございます。

君嶋委員 29 年ですから、もうあと 1 年ぐらいしかないんで、きちんと説明をお願いしたいと思います。

あともう一点、スクールバスの運行事業等についてお伺いをしたいと思います。主要調書のほうでは 115 ページ、スクールバス運行事業ということで、この委託先は地元、那珂川交通さんと茨交さんということで 2 カ所はわかるんですが、ちょっと確認したいのは、夏休みもこの運行と

いうのはあるんですか。

学務・施設G長 お答えします。

夏休み期間中については、バスの運行自体はございません。

君嶋委員 ないと思うんですけども、そうすると、ただこの委託料、この金額は12カ月、1年間通しての契約ですよね。多分、夏休みというのは7月25日ごろからですから、約40日間運行しないわけでしょうし、その場合は、走らないのにバス代を払っているんですか。

学務・施設G長 契約自体が年間契約という形の契約をしてございまして、議員さんご指摘のとおり、8月の運行はされていないんですが、この年間で払っているものを均等に12月で割り返して、月々払うというようなことで、支払いという形をとっておりますので、月額を毎月払うということでございます。

君嶋委員 契約の中で年間契約ということはわかるんですけども、夏休み、冬休み、春休みというのがあると、年間通して本当に12カ月分がいいのかというのをちょっと疑問に思うんですね。その点についてちょっと説明いただければと思います。

学校教育課長 こちらですね、契約の際に、一応稼働日数ということで、夏休み期間とか、そういった冬休み期間とかは除外して入札のほうにかけておりますので、契約の金額については、そこを除外して年額ということで算定した金額でございます。ただ、支払いについては先払いじゃなくて月額で払うということで契約のほうはしております。

以上でございます。

君嶋委員 どうしても月払いになると、走っていないときにも払うのかというのは、ちょっと誤解してしまうんで、それならばもう1年間契約の中でということで、きちんとそれで通してもらえばいいけれども。じゃ、主要目的の中でチェックすると、休みの日も走っているような状態の日割計算かなというか、月割計算かなという感じがしてしまうんで、それでちょっとお聞きしたかったんで、お願いいたします。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

副委員長 217ページの幼稚園関連のところなんですけど、幼稚園医等設置事業とございますね。これは今までも幼稚園医というのはあってということでしょうか。それとも新たにこれはできたのでしょうか。

学校教育課長 こちら学校医と同じでございますが、幼稚園医については、以前から健診等担当する幼稚園ごとの医師のほうを指定して、事業として行っておりました。

以上でございます。

副委員長 これはあくまでも、そうしますと学校と同じように、健診とか何ですか、そういう病気に対してではなくて、ふだんの健康状態に対しての医師であって、幼稚園で、例えば幼稚園の中でぐあいが悪くなったと、子供さんにぐあいが悪くなったと。そういうときにはそこのお医者さんにすぐちょっと連携して診てもらいましょうとか、そういう形ではないんですね。

学校教育課長 具体的に緊急時の対応というのは、幼稚園医のほうではなくなるケースがございます。幼稚園医のほうは、医師と歯科医師ということで、主に健診等の業務が主流となっておりますが、ただ、健康指導等、幼稚園、学校の中でも医師にお願いして、そういった講義をお願いするケースもございますので。ただ、やはり健康状態に不安等があった方は、指定医の幼稚園医のほうがございますので、ご相談くださいということはお話ししてございます。どうしても小さいお子さんだと、かかりつけ医がございますので、そちらのほうを優先されるという傾向はあるようでございます。

以上でございます。

副委員長 了解いたしました。

委員長 外にございませんか。

大和田委員 195 ページの教育支援センター設置事業ということで、主要調書にもあるんですけども、1,200万円なんですけれども、これどこに設置されているんでしょうか。

委員長 すみません、もう一度お願いします、最後の。

大和田委員 どこに設置されているんでしょうか。

委員長 どこに設置されているか。

学校教育課長 教育支援センターのほうは、今の那珂市商工会の2階に設置されております。そこで、不登校児とかそういった方の相談とか療育のための事業を行っているところでございます。

大和田委員 ちょっとね、余り周知されていないのかなと。

(「知っています」と呼ぶ声あり)

大和田委員 知ってはいるんですね。全然子育てしていて、全くわからなかったの。ちょっと周知のほう足りないんじゃないかということと、あと、どのくらいの利用者数がありますか。

学校教育課長 利用のほうの周知につきまして、学校との連携が必要な部分があるんで、各小学校と中学校については、こちらのほうの利用を進めるということで、指導の必要な生徒児童については、話をしているところでございます。

相談件数につきましては、延べ件数になりますが、平成27年度で1,166件という相談件数になってございます。相談内容の大部分が不登校、登校しぶりということで、ご本人とか保護者さんの相談に対応している状態でございます。約7割がそういったことで、そういった悩みの相談が多いという傾向でございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

じゃ、私からすみません。先ほど君嶋委員から質問、瓜連の給食センターについてご質問ありました、今後のことについて。私も、ある瓜連の市民の方から、災害のときとかを考えると、調理場というのはあっていいんじゃないかと、つまり残していいんじゃないかというような、らぼーるに隣接しているわけですから。いいんじゃないかというご意見がありますが、先ほど今後

のことについてちょっと聞き取りづらかった部分もあるんですが、そういう意見もあるということで、いかがでしょうか。

学校教育課長 先ほどちょっとお話ししましたが、実はJAさんのほうからは譲渡の要望が出ております。JAさんのほうは、そこをですね、JAさん、農協さんですかね。農協さんのほうでは、農産物の加工場、地場産業の育成ということで、そういった利用を想定しているということでお話がありました。

ただ、今、瓜連センターのほうは、対応できる食が1,200食ということで、機材のほうはそのまま譲渡であれば使えるのかなということで考えております。ただ、こちら建物があくまで那珂市の所在ですが、土地のほうですね、あくまで民地ということでございますので、地権者のほうですね、説明に理解をいただきながら有効利用、私どものほうでも壊すという選択にならないように、経費負担も含めて、今それを調整、今後していくというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 壊すことは考えていない。

学校教育課長 何もなければそういった壊すという選択もあったんですが、利用の中で、そういった有効な活用があるという状態も考えられるんで、その辺も含めて、閉鎖の後利用できるかどうかというのはちょっと検討していきたいと思っています。

委員長 ということは、先ほどJAさんのお話ございましたが、有効利用というのは、そのJAさんにお貸しするというか、建物を、というようなことなんですか。私が言っている調理場として残す選択肢はないかということを知りたいんですけども。

学校教育課長 市のほうで単独で調理場として瓜連センターのほうを今のところは残すという選択は、今のところは考えておりません。実際は、那珂センターのほうは、キャパのほうで6,000食はございますので、それに合せた機材のほうを整備しておりますので、先ほどもお話ししているように、施設とその土地の関係もございまして、移行のための今準備を進めてきた状況もございまして、あくまで市の調理場としては残すという選択は、今のところはありません。ただ、それをJAさんに限ったわけではないんですが、有効活用ができる方法がないかということで、それも含めて当然撤去の費用とか、うちのほうで費用負担が生じる、かなりの負担が生じますんで、それについては今後、施設をうまく残せないかということで考えていきたいという状況です。

委員長 調理場として残す考えはないということですね。

学校教育課長 そうですね。

委員長 わかりました。私、最初に言いました、災害時にわざわざ調理場がらぼ一るのすぐ近くに、つまりらぼ一るは避難所になるわけですよ、そこに調理場がすぐ近くにあるのに、それを潰すことに対する、閉鎖することに対する心配というか、その辺を市民の方は持っていらっしゃるんですね。となると、調理場として残さないのであれば、らぼ一るの中でそういう何ていうんですか、炊き出しとか、そういったことは可能なんですか。

学校教育課長 災害用の炊き出しということでは、防災課のほうでそういった備品等は確保してござ

います。ただ、機材等、当然調理用の機材等がございますので、瓜連センターの中でもそういった調理用の機材とか、器具も含めて有効に活用できるものは残していきたいとは考えております。

委員長 備品は残すということですね。

学校教育課長 備品については、必要なものは残していきたいというふうに考えております。

委員長 そのらぼーるのところで、炊き出し等は、自分のところではできるんですかという質問です。

学校教育課長 それについてはちょっと明言はできないですが、ただ、らぼーるのほうでそういった非常用の調理器具等ですね、確保したいという考えがあるのであれば、調理場のほうで必要となる部品は、当然提供して確保して、調整はしたいと思っています。

以上でございます。

委員長 わかりました。そのような市民の意見があるということでちょっとお伝えしました。

学校教育課長 承知しました。

委員長 よろしくお願ひします。

外にございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で学校教育課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。再開を 11 時 25 分といたします。

休憩 (午前 11 時 12 分)

再開 (午前 11 時 25 分)

委員長 それでは、再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

認定第 1 号 平成 27 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、健康推進課の所管の部分について執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課になります。課長の片岡以下 3 名の職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきます。決算書、128 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、支出済額 3 億 3,354 万 6,848 円になります。不用額の主なものにつきましては、職員人件費の時間外勤務手当、職員共済負担金等になります。それから、委託料 63 万 4,000 円、こちらのほうは、総合保健福祉センターの指定管理、社会福祉協議会に委託しておるものの精算による残額になります。

それから、次の 131 ページの 24 節、投資及び出資金 295 万 5,000 円。こちらにつきましては、他課の分になりますが、水道事業会計出資事業の投資及び出資金の執行残額のものになります。

続きまして、130 ページをお開きください。

2 目予防費、支出済額 1 億 6,782 万 8,677 円。こちらの執行済みの不用額の主なものにつきましては、13 節、委託料、133 ページにあります、920 万円。内訳としましては、予防接種事業、

個人の予防接種関係で560万円。それから、繰越事業になります、こちらのほうで126万円になります。

続きまして、20節、扶助費152万4,000円。こちらのものにつきましては、こちらも他課の事業のものになりますが、こども課の未熟児養育医療給付事業に係るもの、それから不妊治療助成事業に係る不妊治療費が不用額の主なものになっております。

この中で繰越事業費1,320万円が上がっておりますが、こちらにつきましては、平成26年度、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地域創世先行型、まち・ひと・しごと関係の総合戦略に位置づけられました中で、予防接種と不妊治療助成関係がこちらの事業に計上されたもので、そのものの26年度からの繰り越しについて、27年度に執行されたものになります。

続きまして、134ページをお開きください。

3目健康増進事業費、支出済額4,926万9,093円になります。こちらの不用額につきましては、135ページ、13節、委託料124万4,000円。内訳としましては、がん検診推進事業関係の検診で、約100万円ほどの不用額が出ております。

続きまして、246ページをお開きください。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額2,754万3,962円になります。この中で、当健康推進課分につきましては3万3,000円ほどがこの中に計上されております。その中身としましては、平成26年度国庫補助金、地域保健医療等推進事業111万2,000円を歳入額として受け入れましたが、事業費のほうが107万9,000円ということで確定しましたので、3万3,000円の超過額が出ております。こちらのほうを平成27年度に返還金として国のほうに返還するものです。こちらの地域保健医療等推進事業の中身につきましては、退職保健師等が育成トレーナーとなりまして、新規採用されたおおむね3年以内等の市町村の新任保健師につきまして、家庭訪問指導とか地域保健活動に同行したり、実際の業務の実施状況をサポートしながら、必要な助言、指導等を行うような事業の内容となっております。

以上になります。

委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑ございませんか。

萩谷委員 131ページなんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、下のほうの救急医療二次病院制運営事業とあるんですが、これどういうあれでなっているんだかちょっとお聞きしたいんですけれども。これ主要施策調書に載っていないんですよね。だからちょっと聞きたいなと思っております。

健康推進課長 こちらのほうは、構成市町村、11市町村、水戸市ほか常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、太子町で構成しております。手術、入院等を必要とする重症患者を休日及び夜間等について受け入れられる緊急医療の確保のため、緊急告示がされております医療機関等から指定されています緊急二次医療につきまして、24時間体制で二次救急患者の診療を行う者に対する負担金となっております。

補助事業者につきましては、主なものを上げますと、水戸市内の医療機関で水戸赤十字病院、水戸済生会総合病院、水府病院、水戸協同病院、水戸中央病院、ひたちなか市ですと、日立製作所ひたちなか総合病院、常陸太田市ですと川崎病院、常陸大宮市ですと常陸大宮済生会病院等がこの指定を受けている医療機関になっております。

以上です。

萩谷委員 それでですね、390万9,000円となっていますよね、金額的には。これは均等で、その市町村が割り振っているのか、それとも人口割とか何かでこれやっているんですか。

健康推進課長 こちらのほうは各市町村に交付税による負担が入ってきますので、それに基づきました各市町村の負担割合で、事務局のほうから来たものに対して算定したものを負担しております。

萩谷委員 負担割合というのは、それをちょっと聞きたいんですよ。例えば人口も違うし、市町村で。例えば人口に割り振ってこの金額を決めているのか。それとも均等なのか。

健康推進課長 那珂市の場合ですと、病院群輪番制相当額3,313万6,000円に対して、これの6.9%を算出したものと、あと、私的二次救急医療等補助がありまして、こちらの2,388万2,000円、これに6.9%を掛けた168万円、この2つを足し上げたものが394万6,000円の根拠となっております。

萩谷委員 那珂市には病院が幾つかある、それに対する、あれに対する金額ということによろしいですね。

健康推進課長 那珂市には、先ほど指定されました救急二次医療をする病院はございません。那珂市の患者さん等が救急車等で搬送される場合に受け入れてもらえる病院としまして、先ほど挙げました水戸市の赤十字病院とかひたちなか市の日製病院とか、そこを運営するために那珂市として負担する負担金として、この分を負担しております。

委員長 課長、すみません。その6.9%という割合も含めて、例えば人口が多い、例えば水戸市とかひたちなか市は負担率が高くなければおかしくないですかというようなことを多分聞かれているんだと思うんですけども。だから、人口割なのか、均等にどの市町村も同じ額を負担しているのか、その辺を聞きたいんですよ。

健康推進課長 こちらのほうは、各市町村が交付税というような形で算定をされて市町村に入ってきておりますので、その分に基づいたものとして負担するような形になっております。そういう形になりますので、水戸市とかひたちなか市とか、大きい市町村であれば、交付税として算定される額は大きい金額となっていると思います。ちょっとほかの市町村の金額まで、今手元に資料がございませんので、ちょっと那珂市の分だけの算定の根拠として説明させていただきました。

委員長 よろしいですか。

萩谷委員 わかりました。

それで、6.9%のはどこも一律同じということですね、掛け率は。

健康推進課長 それは市町村によって異なります。

萩谷委員 変わっちゃうの。わかりました。

委員長 外にございませんか。

議長 那珂市の健康診断というのは何歳から通知が来るんですか。

健康推進課長 健康診断、どの部分、がん検診とか特定健診とかそういう一般的なものですか。

議長 特定健診。

健康推進課長 特定健診につきましては、40歳から70歳の方を対象として通知を差し上げております。

議長 それでこの間、あるグループと懇談したら、例えば自営業、要するに農業なんかをやっている人、要するに18とか、大学を卒業して農家についたと。そうすると、この人たちは45歳になるまで自分ででも受けないと、ドックとかそういうので受けないと、自分の健康を守れないと。この人数的には大した人数ではないんだけど、我々もなんとかこういう健診を受ける機会を、あるいは補助をしてもらえないんだろうかと。45歳からじゃなくて、要するに社会人、例えば会社なんか行っている人は、会社で健康診断を徹底的に受けさせられる。ところが、自営業の人たちはなかなかそういう、商工会なんかは従業員の健康診断、これ企業ごとにあります、希望者。ただ、そういった自営をやっている人、小さな商店をやっている人とか、農業についている人は、そういうあれを受けられない。人間ドックなんか受けると、持ってくると補助を受けられるんだよね、多少はね。ただ、要するにそういう総合的な市の健診を受けられないのかなと、これ部長、どうなんでしょう。これ副市長もいるからあれだけでも。要するに年齢の引き下げ。

健康推進課長 ただいまご説明しました特定健康診査につきましては、40歳から70歳の方を対象とした年齢としておりますが、近年、生活習慣病ということが話題になっておりまして、生活習慣病予防健診につきましては、30歳から39歳の方を対象として、市のほうで健診を行っております。若干健診内容につきましては、特定健診とは検査項目が異なりますが、おおむね20代の方はまだ健康というような考えがありますので、30歳から39歳の方につきましては、今ご説明しましたように、生活習慣病予防健診ということで、こちらのほうも市のほうで健診を行っております。

議長 わかりました。ありがたいと思います。じゃ、その資料かパンフレットでもあったらいただいて、そういうグループに、私もこういうのがありますよとコマーシャルしますので、ひとつご配慮のほどよろしく願います。

健康推進課長 よろしく願います。

委員長 すみません、今のに関連して、私から。

特定健診だけではなくて、がん検診とかいろいろありますが、それが何歳以上とか、あとは隔年とか、そういう条件がございますよね。そういったものも、例えば先ほど20代の方は健康だとおっしゃいましたが、昨今、いろいろテレビとかでもやっていますけれども、20代でも子宮がんになったり、乳がんになったり、そういう女性の方もいらっしゃったり。そういうことも考えて、いろんな部分の健診の年齢の引き下げだとか、隔年を毎年受けられるようにするとか、何かそういったことはできないんでしょうかね。国の考えは、那珂市もやっているようなことだと

思うんですけれども、那珂市独自、もちろんこれはやればお金もかかるでしょうけれども、その辺の考えについてはいかがですか。部長。

保健福祉部長 お答えいたします。

ただいま委員長がおっしゃったように、市民の健康を守るという上では、若いうちからの診断というのは必要だとは、私自身も思います。ただ、やっぱり基本的に健診は、国、県等の指針等に基づいた中で現在行っているわけですが、それ以上の部分になりますと、現時点ではちょっと難しいかなと。当然予算等もありますので、その辺をクリアしていかなければならない部分もあるという部分もありますので、ちょっと現時点では検討はしていないという状況でございます。

以上です。

委員長 わかりました。

例えば助成するにしても、全額じゃなくてもいいと思うんですよね。ほんのわずかかもしれませんが、この部分は那珂市が助成しますよというような考えがあれば、それほどの予算、どのぐらい対象者がいてどのぐらいかかってしまうのかというのはちょっとわかりませんが、そういうことについてもご検討いただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

外にございませんか。

富山委員 133 ページの予防接種事業、これ子宮頸がん予防ワクチンの回数が圧倒的に少ないですけれども、これ副作用の問題なんかがありまして、余り積極的に推進はしていないのかなと、市のお考え、また副作用ですか、そういう事例というのは那珂市のほうでは確認したのかなとお聞きします。

健康推進課長 こちらのものにつきましては、ただいま国のほうとかで検討委員会とかを開きまして、その被害等について調査検討を行っておる段階ですので、国のほうからまだ接種勧奨の差し止めがありまして、積極的な接種については、現在、市のほうでも国の方針に従いまして行っておりません。希望する方には、そういうことを踏まえた上で接種をお願いしております。

委員長 副作用についてはどうなんですか。

健康推進課長 副作用については、まだ我々一般の職員レベルでは、その副作用について、まだ国のほうの確たる検証が出ておりませんので、何とも言えない部分がありますが、市内では、副作用があるという方はいないということで確認はしております。

委員長 外にございませんか。

君嶋委員 すみません、131 ページの休日診療委託事業 282 万円ですね、年間使われますけれども。

これは市内の病院何件で、何時から何時までの診療時間なのか、まずお聞きします。

健康推進課長 こちらのほうは、那珂医師会のほうと委託をしております、27 年度の実績でいいますと、年間 70 日行っております。診療時間のほうは 9 時から 11 時半ということで、協力医院のほうは、市内 17 医療機関にお願いをしております。

君嶋委員 年間 70 日間、そして 9 時から 11 時半までの診療時間ということで、市内の 17 医の方の

協力ということなんですが、どうしても日曜日になると、子供さんなど、またあとお年寄りなんかもけがをしたりとかぐあいが悪くなったりということが頻繁に多く、よく聞くんですけども、その点で、診療時間を午前中の 11 時半に決めないで、できれば夕方 5 時とかまで延ばす延長、そういう方向性は考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

健康推進課長 こちらの診療時間につきましては、医師会との契約がありまして、費用負担的な問題もありまして、その時期によって、病院のほうで、先生 1 人では診療ができませんので、スタッフ等もそろえる必要があるということで、開院の準備をする必要があるということをおっしゃっています。

それで、現在、那珂市の契約の金額的なもので、これ以上の時間をちょっとお願いするのは厳しいと言われておりますので、現時点ではこの部分を見直すような部分はございません。

ただし、あと、今年度から、県央地域の定住自立圏構想ということで、水戸市が中心となりまして、近隣市町村と協定を結んで、6 月に協定を結びまして、動き出している部分がありますので、そちらのほうで医療の部分につきましては、水戸、ひたちなか等の休日の救急医療機関等に那珂市の住民も通えるというか、診療できるような形で、市内に救急病院とかがない部分を補うような形で協定を結びましたので、今後は、そちらのほうに負担金等も負担することですし、救急の場合は、隣接の市町村での対応をとというような併用で考えております。

君嶋委員 そうなると、急にぐあいが悪くなったとか、休日、じゃ、どこへ行けばいいかということで、その県央の中で、水戸とかひたちなかの病院とのタイアップもできるのはすごくいいと思うんですけども、これはどこへ連絡して、どこからの対応、結局指示をいただくのか、そういう点についてきちんと連絡体制とかそういうのをきちんと市民にも PR していただかないと、多分、市民の方は、もうぐあいが悪くなって、市内の病院がなければ、もう本当に探すのも大変だし、救急ということで、消防にお願いして救急車を要請したりとか、そうなってしまうと思うんで、その辺をきちんと今後ですね、せっかくこういう連携がとれるようになったんならば、市民にもわかるように PR と、そういうものをきちんとしていただきたいということを強く要望しますね。

健康推進課長 わかりました。今後、定住自立圏の医療機関等については、準備ができ次第、29 年度から、パンフレット等も今つくる準備に入っておりますので、周知、広報等に努めていきたいと考えております。

委員長 すみません、今のに関連して私から。

昨年に教育厚生常任委員会から要望書という形で部長のほうにお渡しした中に、ごめんなさい、もしかしてなかったかもしれないんですけども、我々、教育厚生常任委員会、医師会と懇談会を持ちまして、その中で、その当番医については、例えばひだまりとか、自分の病院じゃなくて、ひだまりとかにそういう場所といますか、そういうのを提供していただければ、午後、つまり午後までですね、今午前中だと思うんですけども。午後まで当番医になる指定を受けるのはやぶさかではないというようなご意見をいただいているんですね。それ、ごめんなさい、要望書になかったかもしれないんですけども、そういうお話があったんですよ。ですから、その辺についてもご検討

いただけたらというふうに思うんですけれども、いかがでしょうかね。

保健福祉部長 ただいま委員長が言った、多分要望書については、多分、認知症対応とか、介護の部分で、介護長寿課の所管の部分で去年要望書はいただいた経緯がありますが、多分この休日の部分は、私の記憶ではなかったかと思うんですよ。それで、当然毎年、保健福祉部、医師会、薬剤師会等と懇談を持っていますので、その中で当然、市としても、最終的には予算の部分にはなってきたと思うんですが、そういった部分で、医師会のほうと調整がつけば、その部分は可能かなというふうには考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。そういうお話もあるということでお含みおきいただきたいと思えます。

外にございますか。

副委員長 今のこの夜間休日の診療の件で、ちょっと話がそれてしまうかもしれませんが、私、ひたちなか市の総合病院のところに併設されております夜間休日診療というところを利用しております。それは夜でも休みの日でも、全く1日診療可能ですし、那珂市民だからといって特別排除されるとか、そういうことはありません。私も何度かお正月のときに、急性胃腸炎とか、あとインフルエンザで夜中にかかったこともあります。

ですから、今このお話ですと、何か県央自立圏、契約云々ということで進めるというお話ですが、それはそれでももちろん大切なことですが、市民の方にもしかしたら、そのひたちなか総合病院の隣に夜間休日専門の診療所があるということもお知らせする方法も一つかなとは思いますが。ちょっと話が違うかもしれませんが、私は現在そこで、何度かお世話になっておりますし、那珂市民だからといって特別なにもございません、誰でも受け入れていただけます。そういうところもあるということをお話させていただきます。

委員長 外にございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で健康推進課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。再開を13時といたします。

休憩（午前11時54分）

再開（午後0時58分）

委員長 それでは、再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、社会福祉課所管の部分について、執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課でございます。課長の菊池外3名の職員が出席をしております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、決算書 102 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、支出済額 7 億 3,473 万 7,349 円でございます。

続きまして、106 ページをお開きいただきたいと思います。

3 目障害福祉費、支出済額 10 億 5,483 万 7,283 円でございます。

続きまして、114 ページをお開きいただきたいと思います。

11 目臨時福祉費給付金支給費、支出済額 5,581 万 474 円でございます。平成 27 年度臨時福祉費給付金、消費税が 5% から 8% にアップになったということで、その影響の緩和措置として、低所得者に対して 1 人 6,000 円、8,424 人に対して支給をしております。

続きまして、126 ページをお願いします。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、支出済額 5,660 万 4,967 円です。

続きまして、128 ページをお願いします。

2 目扶助費、支出済額 2 億 5,682 万 6,741 円でございます。生活保護の世帯、年度別に見てみますと、4 月 1 日時点で平成 26 年度が 215 世帯、平成 27 年が 221 世帯、平成 28 年が 222 世帯と緩やかな増加傾向にあります。

続きまして、246 ページをお願いします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金、支出済額 2,754 万 3,962 円のうち、社会福祉課の所管分が 1,504 万 418 円となります。臨時福祉給付金等確定による返納金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。入れかえをお願いします。

休憩 (午後 1 時 02 分)

再開 (午後 1 時 05 分)

委員長 それでは、再開いたします。

こども課が出席いたしました。

認定第 1 号 平成 27 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、こども課所管の部分について、執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課でございます。関係職員、私以外 3 名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

款項目、支出済額の順で読み上げさせていただきます。

決算書の112ページからになります。お願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、支出済額でございますけれども、3億2,361万6,580円でございます。主な不用額といたしまして、扶助費、医療福祉扶助費の残額でございます。

続きまして、114ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。支出済額は1億1,641万2,514円でございます。

次の116ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金が主な不用額となっております。主なものといたしまして、学童保育事業補助金の実績に基づく精算後の残額でございます。

その下の扶助費でございますけれども、こちらにつきましては、母子生活支援措置費の入所にかかわる措置費の残額でございます。

続きまして、118ページをお願いいたします。

2目児童措置費でございます。中段ぐらいになります。支出済額は18億3,250万6,005円でございます。こちらは児童手当、児童扶養手当の支給事業にかかわるものでございます。不用額の主なものといたしましては、委託料でございます。こちらは民間保育所等の児童の入所、施設型給付金の残額でございます。

次のページの120ページをお願いいたします。

負担金及び交付金、こちらが主な不用額としてとなっております。一番上になります。こちらは民間保育所等の補助事業に係る補助金でございます。実績に基づきまして、それによる残額でございます。

その下になりますけれども、扶助費、こちらにつきましては、児童手当及び児童扶養手当の実績に基づく残額でございます。

続きまして、同じ120ページの中段になりますけれども、3目保育所費でございます。こちらにつきましては、支出済額は2億1,027万8,822円でございます。不用額の主なものといたしまして、賃金でございます。こちらにつきましては、時間外超過勤務の減少等による残額になってございます。

それから、その下になります需用費でございますけれども、こちらにつきましては、光熱水費の残額になってございます。

次のページになります。122ページをお願いします。

上から2つ目の工事請負費でございます。こちらにつきましては、保育所の外壁の改修工事、塗装でございますけれども、塗装工事を行った工事の残金になってございます。

続きまして、124ページ、次のページをお願いいたします。

4目発達相談センター費でございます。支出済額は1,559万583円でございます。こちらは発達相談センターの運営に係る経費でございます。

続きまして、次のページの 126 ページをお願いいたします。一番上になります。

5 目子育て世帯臨時特例給付金支給費でございます。支出済額は 2,300 万 7,207 円でございます。こちらのほうの主な不用額としましては、役務費でございます。こちらは郵送料の残額になります。

その下の委託料、こちらはシステム構築関係の残額でございます。

続きまして、2 ページめくっていただきまして、130 ページになります。

4 款衛生費になります。1 項保健衛生費、3 目予防費になります。支出済額は 1 億 6,782 万 8,677 円でございます。このうちこども課が所管となりますのが右ページの上から 3 つ目の丸の未熟児養育医療給付事業でございます。こちらの支出が 128 万 1,043 円でございます。

続きまして、飛びまして、246 ページをお願いいたします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金でございます。支出済額 2,754 万 3,962 円になってございます。こちらは、前年度の事業の確定に伴いまして、国、県への返納金ということになりますが、このうちこども課所管分としましては、児童手当の交付金の確定、それから子育て臨時世帯特例給付金などの確定に伴います 1,246 万 9,147 円がこども課所管の事業の返還となってございます。

こども課からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

萩谷委員 主要施策調書の中、55 ページなんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、その中で、入所児童数及び委託料の内訳となっているんですけれども、そこで、保育園と幼稚園の違いは多分、保育時間の違いで支払金額、委託料が違うと思うんですけれども、1 つ、ゆたか保育園と瓜連保育園なんですけれども、人数的に月平均もそうですけれども、延べ人数も、ゆたか保育園のほうが多いわけなんですけれども、金額が逆に少ないほうが多いというのは、どういう形にこれなっているのかお聞きしたい。

こども課長 人数が逆転しているのに支払いが多いということでございますけれども、これは施設に払います給付金、お預かりしている 1 人当りの給付金でございますけれども、年齢によっても単価が違いますので、委員さんおっしゃるように保育時間も当然関係するんですけれども、年齢によってかなり基本となる単価が違いますので、その関係での差になっているということでございます。

萩谷委員 わかりました。

委員長 外にございますか。

じゃ、すみません、私から。主要施策調書の 52 ページ、医療福祉扶助事業の最近 2 カ年の支給実績のところ、児童、市単独事業 867 人という括弧書きですね。これは、その下に中学生の外來受診分だとありますが、平成 26 年度の括弧書きのこの 917 人というのはどういう数字なんですか。

こども課長 医療福祉費制度の中で、委員長おっしゃるように、市で県の事業に上乘せして、市単独でやっている部分があるんですが、それがこの下の米印になっています中学生外来受診分。こちらのほうが市独自でやっている制度でございます。その市で独自でやっている事業に該当している人数が26年度は917名、それから27年度は876名ということでございます。

委員長 よろしいですか、もう一度ですか。

こども課長 26、27年度とも同じように市単独事業に係る受給者数の数ということでございます。

委員長 ありがとうございます。

このとき、26年度、27年度というのは、中学生の外来は、今無料になっていますよね。26年度も無料だったんですか、外来。

子育て支援G長 お答えします。26年、27年度も中学生の外来受診については、通常のマル福適用ということで、市の単独事業で行ってまして、1回当たり600円の受診でかかれるということになっております。

以上です。

委員長 ごめんなさい、そうすると、新しく市単独で追加されたのは外来じゃなくて入院でしたっけ。

こども課長 この間、前回お願いしたのは、今年の10月診療分からということで、小児マル福と妊産婦の方の所得制限を撤廃したと。市単独で所得制限を撤廃したということでございます。この中学生の外来というのが新しく今度お願いしたものではございません。これは従来から、26年度も実施されているものです。

委員長 ありがとうございます。

外来というのは通院ですよ、つまりね。

こども課長 そうです。

委員長 通院ですよ。ごめんなさい、入院について何か追加されませんでしたか。ごめんなさい、ちょっと私も認識不足で申しわけないですけども。

こども課長補佐 わかりづらくて本当に申しわけございません。中学生の外来が始まったのは27年です。26年は入院がありました。それで、この表をつくる際に、その人数に誤差があってはいけないということで、その入院に該当した人数が917人ということになっております。

委員長 ありがとうございます。比較するためということですね。

こども課長補佐 そうですね。申しわけございません、わかりづらい表で。すみませんでした。

委員長 わかりました。

そうしましたら、この27年度の876人ということですが、中学生というのは何人いましたか、市内の全中学生、つまりその何%ぐらいに当るんですか、この876人は。

こども課長 はっきりとしたデータとしては持っていないんですが、全部で1,500人ぐらい。

保健福祉部長 この876人でございますが、これはあくまでも延べ人数ですので、1人の方が1年間のうち何回もかかる場合がありますので、実際の実人数ではないということになります。それで、中学生、多分1,500~1,600人ぐらいは、正確にはわからないんですが、そのぐらいの人数から

延べで換算しますと5～6%くらいにはなるだろう。ただ、実人数でいいますと、すみません、これ延べじゃなくて実人数だそうですので、ですと、やっぱり50%ぐらいはかかっているということだと推測できます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ということは、かなりの中学生というか、その保護者になるんでしょうけれども、助かっていると、新しい単独事業によってね。ということですよ。わかりました。ありがとうございます。外にありますか。

君嶋委員 主要施策調書の中で59ページ、こども発達相談センター運営事業についてお伺いをします。

27年度の新規相談受け付け件数ということで、合計で95人ということですが、これは伸びているんですか、減っているんですか、前年度と比べながら。その点お伺いをします。

こども発達相談センター長 前年度と比べますと、若干伸びている状況ではあるんですが、ほとんど横ばい状態です。ごめんなさい、前年度に比べますと若干減ったんです。26年度は107人だったのが27年度は95人と。また、今年度については若干また出てきているという状況で。ただ、全体の人数的には横ばい的な230前後の方々が、今現在、3年間ですか、やられたんですけれども、そういうふうな推移をしているという状況でございます。

君嶋委員 この人数というのは、27年だったら95名というのは、親御さんと子供さんを交えて、それとも子供さんだけの95ですか、その点お聞きします。

こども発達相談センター長 これは子供だけの数で数えております。

君嶋委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

副委員長 先ほどの医療費扶助の件でちょっとよろしいでしょうか。

今回、10月から所得制限を撤廃するという事に決まっておりますよね。その撤廃するにあたって、那珂市のほうの補助負担金というのは、今までよりも、今まで例えばここまでの所得の方については医療費が無料じゃなかったんですけれども、それがここまでの、何でしょう、所得制限を撤廃するにあたって、その負担分というのはどのくらいの金額になるかわかりますか。

子育て支援G長 お答えします。今年度の補正予算のほうで、6月でさせていただいた人数的には1,700名前後の増ということで、29年度の試算としましては4,500万円程度の増ということになっております。

以上です。

副委員長 わかりました。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

すみません、私から。主要施策調書の 53 ページに学童保育事業がございますが、今 6 年生までの利用が本来できることになっているかと思うんですが、実質 6 年生まで受け入れしているところはどこでしょうか。

こども課長 現在 6 年生まで受け入れできていないところが菅谷地区の 3 カ所のみとなっています。

菅谷、東、西、その 3 カ所だけが 6 年生までちょっと今の段階では受け入れができていない状態になります。

委員長 受け入れられるようにするために何かされていますか。

こども課長 現在のところ東と西は 6 年生までの想定も含めましてプレハブでふやしたのですが、ちょっと高学年までの受け入れというところは、今の段階ではちょっと見合せをさせていただいている状態なんです、その辺につきましては、菅谷にも新たなプレハブを増築設置する予定ですので、そちらのほうと合わせて 6 年生までということ募集をかけたいというふうに考えているんですが、今後状況を見ながらちょっと検討はしていきたいと思っています。

委員長 では、受け入れができていないところが菅谷の 3 カ所だということなんですが、例えば菅谷の方、保護者の方がどうしても学童に預けたいと、でも受け入れができないというときに、外の学区の学童にお願いすることというのは可能なんでしたっけ。

こども課長 公立の外に民間でも学童をやっていますので、そちらのほうに、現在余裕がありますので、そちらのほうのご案内はさせていただいております。

委員長 余裕があるということは、ほぼ受け入れが、ほぼ 100%されているというふうに考えてよろしいんですか。

こども課長 はい、そうです。

委員長 そうですか。じゃ、言葉は違いますけれども、待機児童はいないということですね、そういう意味の。

こども課長 学童の待機児童ということですか。

委員長 そういう意味です。

こども課長 今現在つかんでいるところではいない状態というふうに認識しております。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上でこども課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。入れかえをお願いします。お疲れ様でした。

休憩 (午後 1 時 26 分)

再開 (午後 1 時 27 分)

委員長 再開します。

介護長寿課が出席いたしました。

初めに、那珂市地域密着型サービス事業者の整備についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の平松です。外に2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の常任委員会のほうの資料になります。

那珂市地域密着型サービス事業の整備について、事業予定者が決定をいたしましたので、報告をさせていただきます。

まず、地域密着型サービスについて説明をさせていただきます。

認知症や重度の要介護者ができる限り住みなれた地域で生活ができるように、平成18年4月の介護保険制度の改正により創設されたサービスになります。市町村が事業者の指定や監督を行っております。施設などの規模が小さいので、利用者にニーズにきめ細かく応えられるということが特徴になっております。また、事業者が所在する市町村に居住する者が利用者の対象者というふうになっております。

地域密着型サービスには8種類ほどございまして、そのうち小規模多機能型居宅、認知症対応型共同生活介護、一般的にグループホームと言われるものになります。その外に認知症対応型通所、これが認知症対応型のデイサービスと言われるものになります。その外に地域密着型介護老人福祉施設と定期巡回型対応訪問介護看護という5つのものがその地域密着型として市内に立地しております。

それでは、今回第6期の那珂市の介護保険事業計画、平成27年から29年の3年間の計画になりまして、これに基づきまして、認知症対応型共同生活介護、グループホームを平成29年度に整備する事業者の公募を行いました。認知症対応型共同生活、グループホームは、65歳以上の要支援の2から要介護5までの認知症の要介護認定者の方が対象になりまして、共同生活をしながら家庭的な雰囲気の中で、専門スタッフにより入浴や排せつ、食事などの日常生活の世話や機能回復訓練を提供するサービスになっておりまして、施設などの規模が比較的小さいということで、利用者のニーズにきめ細かく応えることができるというのが大きな特徴になってございます。

現在、市内には7つの施設が運営をされておりまして、今回の公募では、市内全域を対象といたしまして、整備数を1カ所、1ユニット9名として、新設でも既存グループホームの増床でもよいということで、平成28年4月18日から6月15日の期間に募集を行ったものでございます。

この公募に対しまして、4の応募事業者に記載されております3事業所から応募がございました。内訳は、市内の事業者による既存グループホームの増床ということの提案をいただいたものが1番の有限会社ふれあい、2番の有限会社福祉未来計画の2事業所になります。また、市外の事業所によりまして、新設ということで応募いただいたのが有限会社ホーム・ソワンの1事業所になります。

事業所の選定では、3の事業所選定までの経過にありますように、7月11日に、副市長を委

員長としまして、教育長と、あとは関係する部長さんに入ってくださいまして、11名を構成委員とします地域密着型サービス整備審査委員会におきまして提出されました書類の審査と、3事業所によるプレゼンテーションやヒアリングを行いまして、審査を行ったものでございます。そこで最高得点をとった者を事業予定の候補者として、医師や歯科医師、学識経験者や民生委員などで構成します地域密着型サービス運営委員会のほうに報告をさせていただきます、そこでその内容を審議していただいた結果を踏まえまして、市長のほうにその結果を報告をしまして、市長が最終的にその結果を踏まえて、最終的な事業者の選定を行ったという流れになってございます。

7ページにあります事業予定者の選定結果にありますように、最高得点者の有限会社福祉未来計画、グループホームかやの木という名称のところを事業予定者に決定いたしました。

6の事業予定者の今後の予定にありますように、8月に地元の説明会ということで、8月26日に、増床に至った経過とか建設計画について、地元の戸崎地区の自治会を対象としました説明会を行っております。8月にまた市の関係部署との調整を行いまして、平成29年1月には、職員の募集もあわせまして、地元の説明会ということで、事業の概要説明も含めまして、対象範囲を広げまして、芳野地区の市民の方を対象にした2回目の説明会をやる予定になっておりまして、その後、4月には第3回目の説明会ということで、今度はいよいよ建設工事のほうに着工する時期に入ってまいりますので、着工に伴う地元の説明会ということで、那珂市民を対象にした、そういった説明会をやるということで聞いております。

9月22日に、一応工事の竣工を予定しておりまして、10月1日から事業の開始をするということで事業計画を聞いております。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

君嶋委員 有限会社福祉未来計画、かやの木さんですね。そこが決定したということなんですけれども、場所というのはどの辺なんですか。

介護長寿課長 那珂総合公園がございまして、そこの外周道路がありまして、南側の道路、野菜の加工施設をやっております大倉商事さんとかがある通りがありまして、あそこをバードラインのほうに向かって進む道路がございまして、そこの、屋号でいいますと、焼き鳥屋さんなどがちょっとあるところがあるんですが、そこの手前の左側というところになります。

委員長 よろしいですか。

君嶋委員 わかりました。

委員長 外にございますか。

じゃ、すみません、私から。こういうグループホームと申しますか、いわゆる、皆さんが、全員が全員じゃないかもしれませんが、生まれ育った地域で、地域の方に囲まれながらこういうところで生活していくということはすごくいいことだと私は思っておりますけれども、こういう施

設と既存の養護老人ホームですとか、そういったところとの関係といますか、何かそういったものというものはあるんですか。

介護長寿課長 今回のこのグループホームにつきましては、地域密着型ということで、規模が小さいということと、地域との連携をということでやっておりますし、また、特別養護老人ホームに関しても、規模は大きいんですけども、当然地域との連携のスペースを設けて、いろんな行事も取り扱ったりしておりますので、全然関係がないということはないと思います。

委員長 すみません、聞き方が悪かったですね。例えば例の日本サーボ跡地なんかの問題のように、何床ふやすことが既存の施設との何ていうんですか、競合といますか、つまり簡単にはふやせないとか、何かそういったことというものはあるのかという話なんです。

介護長寿課長 そういった特別養護老人ホームもそうですし、今回のグループホームもそうなんですけれども、先ほど説明しましたように、計画の中で、介護保険計画、27年から29年の計画の中で需要を見込んで計画を立てておりますので、その中で必要数の分をその計画に立てていないと、いくら要望があってもできないということになります。また、特別養護老人ホームに入られる方と、あとはグループホームに入られる方は、介護度もちょっと違いますし、金額的な部分も違うので、競合するという事は少ないのかなというふうに考えております。

ただ、場合によって、特別養護老人ホームがなかなかあきがないので、グループホームに入っていて特別養護老人ホームに入る、あき待ちをしているというような声は聞いております。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

副委員長 今、これからますますこういう需要はふえていくと思うんですが、現在那珂市ではグループホーム、あるいは特別養護老人ホーム、入れなくて待機しているという方はどのくらいの数いらっしゃるのでしょうか。

介護長寿課長 グループホームなんですけれども、このグループホームにつきましては定員が81名の定員になっております。9月1日現在で調査したのになりますけれども、あきが2名ございます。実は、事業所としては2事業所、ですから、1名ずつのあきがあるところが1カ所ずつ、合計2事業所あります。待機者につきましては34名いらっしゃいます。というのは、あきがあっても、実際は複数の場所に申し込んでいらっしゃる方もいらっしゃいますし、申し込んでいながら病院に実際入院されている方もいらっしゃいますし、外の施設で、ちょっとそのグループホームのあきを待っているとか、外のものを待っているということで重複された方も相当いらっしゃるの、待機者が34名ということになってございます。

副委員長 今ご説明いただきましたのはグループホームの件ですね。そうしましたら、特別養護老人ホームのほうも、もしわかりましたらお願いいたします。

介護保険G長 特別養護老人ホームなんですけど、こちらは県のほうの指定の施設になるんですけども、毎年3月31日現在で待機状況のほうの調査がありまして、そちらのほうで先日、名寄せした結果のほうから来まして、大体80名から90名ぐらいいたと思います。

副委員長 今現在この人数ということだと、今後はますますこれふえていくんじゃないかと思われ

ますね。そうしましたときに、ずうっと待機してなかなか入れないという要望に対して、市のほうでは、何か外のところの受け入れ人数をふやしていくとか、そういう方法を考えてはいらっしゃるでしょうか。

介護長寿課長 今お話がありましたように 80 ということになるわけなんですけれども、今回特別養護老人ホームが旧サーボ跡地のところで 70 床のものが計画をされておりますので、その部分で 70 の部分がこれから開所されるというふうに考えておりますし、これからの需要の見込みということでございますけれども、実は先ほど言いましたように、計画の中では、平成 27 年から平成 29 年までの計画ということで整備をしております、次期計画が平成 30 年から 32 年までの計画をこれから、来年、平成 29 年度につくることとなります。実は、その前段としましては、平成 28 年後半に、これからそういったアンケート調査も含めた、そういった調査をこれから行いまして、29 年に具体的なそういった計画をつくってまいりますので、その際に需要見込みの中で必要があるということになれば、そういったものも計画に盛り込んでいくというふうに考えております。

副委員長 了解しました。

委員長 外にございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 76 号 平成 28 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案の第 76 号になります。平成 28 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第 1 号）です。

平成 28 年度那珂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,035 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 4,335 万 8,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 8 月 30 日提出、那珂市長、海野徹です。

6 ページをお開き願います。

歳入になります。

款項目、補正額の順に読み上げをさせていただきます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 149 万 2,000 円。こちらは、平成 27 年度の社会保険診療報酬支払基金の精算による不足分になります。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2項その他一般会計繰入金140万円の減になります。これは、4月の人事異動に伴う職員の給付費の関係の減になります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6,026万6,000円。こちらは、平成27年度の繰越金が当初予算の見込み額を上回ったことによりまして、基金の繰入金を減額しまして、繰越金の一部を今回の補正の財源として計上することになってございます。

続きまして、右のページ、7ページになります。

歳出になります。

3款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額140万円の減になります。こちらも人事異動に伴うものになります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金5,317万8,000円。

続きまして、6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金858万円。こちらは平成27年度分の介護給付費及び地域支援事業の額が確定しまして、国、県基金の交付金につきまして精算をした結果、返還金が生じたことによる補正になりまして、また、市の負担金につきましても精算をいたしましたことによりまして、超過分を一般会計へ繰り出すということでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、まず介護長寿課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

介護長寿課長 決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

ページが104、105ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費、支出済額1億1,307万7,449円。不用額につきましては、賃借料で敬老会、敬老事業の中のバスの借り上げの入札差金、あとは扶助費のほうになりまして、緊急通報システムと老人保護措置事業の実績に伴う減になってございます。

続きまして、112ページをお開き願います。

8目になります。8目介護保険費、支出済額6億1,076万2,040円。繰越金2,628万円。この

繰越金につきましては、特別養護老人ホームナザレ園のユニット化の工事がございまして、改修工事の中で、設計の見直しなどを行った関係がありまして、翌年度のほうに繰り越しになったということの事案でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

じゃ、すみません。また私から申しわけございません。

105 ページのひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業というのは、各家庭に機械を設置して、ボタンを押すと消防でしたか、に直接つながるといふ機械ですよ。これが所得に応じて、何ていうんですか、設置費というのが多分違っていたかと思うんですけども、この所得の考え方がいいですか、つまり高く入れられないという方のお声をちょっと聞いたものですから、その辺についてはいかがでしょうか。そこを安く設置できるようにはできないものかということなんです。

介護長寿課長 所得に関しましては、一応5段階に分けておりまして、特に住民税のほうの所得割がかからない非課税の方については負担がゼロということで、極力抑えておりますし、住民税の所得割が3万円未満ということで、かなり金額の少ない方につきましても、金額としては相当安い金額を入れておりますので、ですから、そういったものについても極力そういった所得の少ない方につきましても負担軽減を図るといふことで検討はさせていただいてはおりますけれども。

以上でございます。

委員長 そのようなお考えで決めているんでしょうけれども、高い、それでも高いという方がいるんですよ。もうちょっとなんとかならないかという話なんです。

介護長寿課長 そういったご意見があるということをご承知をさせていただきまして、また次年度とか、そういった予算の中でもいろいろ検討させていただきたいと思っております。

委員長 先ほどかなり安いということでしたけれども、かなり安いと思っているのは役所で、使っている方が高いといえは高い、いろいろご事情はあるんでしょうけれども、そういうお声もあるということだけ、また検討の材料にさせていただきたいと思っております。

萩谷委員 ちなみに5段階というお話、課長からありましたが、ただの方もいると、無料だと。一番高い設定になっている金額はいくらなんです。

介護長寿課長 一番高い方につきましては、住民税の所得割が12万円以上の方、というのは第5段階になるわけなんです、この場合に緊急通報システムの設置の負担金の場合が6万8,580円になります。

(「高いですよ」と呼ぶ声あり)

萩谷委員 もちろんその機械というか、それと設置費を合せての金額ですか。

介護長寿課長 そのとおりでございます。

委員長 外にございますか。

君嶋委員 敬老会事業ということで、ちょっと施策調書 62 ページの中で、一応今回参考にちょっと教えていただきたいのは、例年、23 年から資料として該当者が年々ふえていますけれども、もうそろそろ今年も敬老会事業がすぐ、一応、今年の人数、対象者がわかれば教えてください。

介護長寿課長 対象になる方が 75 歳以上の方というふうになりまして、平成 28 年度につきましては 8,216 名になります。

君嶋委員 では、100 歳以上達成の方は。

介護長寿課長 100 歳になられる方は 12 名でございます。

君嶋委員 昨年と変わらないんですね。

介護長寿課長 たまたま同じ人数でした。

君嶋委員 じゃ、ふえも減りもしなかったこと。わかりました。

あと、バス代の、市のバス利用 1 台ということですが、このバスというのは借り上げ、皆さん一般の民間のバスを使って会場までの送迎ということなんですか。

介護長寿課長 そのとおりでございます。38 台ほど民間のバスを借り上げまして、各地区のちょっと集合場所を決めていただくことにはなるんですが、そこから敬老会を行う場所までの往復の送迎ということでございます。

君嶋委員 バス代差金で、バスの運賃が大分上がってきているので、今後これも大変かと思うんですが、これは続ける予定ですか。

介護長寿課長 要望がたくさんございますので、やはり継続していきたいというふうに考えております。

君嶋委員 運賃も大変上がってきているので、その辺もいろいろ大変かと思うんですが、希望が多いということなので、ぜひ進めていただくということと、あと、いろんな施設を使って、今、敬老会も行っているということなので、その辺の割合をちょっとお聞きしたいと思います。

介護長寿課長 その地区によってやり方、市の施設を使う場所もありますし、あとは特別養護老人ホームなどを使ってやっていらっしゃる場所もあります。全体としては、多分、はっきりした数字は今ちょっとここで持ってございませんが、例えばこの 28 年だと 28 カ所ほど、敬老会を行うわけなんですけれども、多分その半数近くは特別養護老人ホームであるとか、そういった福祉施設を使ってやっているというふうに考えております。

君嶋委員 了解しました。ありがとうございました。

委員長 それでは、すみません、関連して私から。

敬老会の出席率が 29.9%ということで、約 3 割ということですが、以前、私が参加されない、出席できない、その約 7 割の方に対しても、1 人 1,000 円いただいているわけですね。であるならば、全員に記念品等を届けるべきだということで、その当時はそれをやっていない自治会が結構あった。そして何年かずっと言い続けさせていただき、2 年ぐらい前でしょうかね、のときにはもう全ての自治会で記念品を届けていますよというようなご報告をいただきました。今その現状は変わっておりませんか、わかれば。

介護長寿課長 各地区によってお届けするものの種類とか金額は変わっておりますが、ほぼ全部の地区でそういったものは出しているというふうに私どもは理解しております。

委員長 わかりました。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計について質疑を終結いたします。

続いて、介護保険特別会計（保険事業勘定）の審議を行います。

まず歳入について、一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、364 ページ、365 ページをお開き願いたいと思います。

歳入になります。

1 款保険料、1 項介護保険料、収入済額 9 億 7,173 万 3,356 円。これは、介護保険料になりまして、徴収率が 97.21%になってございまして、昨年と比べて 0.26 ポイントほど増加してございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 18 万 7,600 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億 2,690 万 5,884 円、2 項国庫補助金 2 億 1,431 万 1,945 円。

次のページをお開きください。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 11 億 2,857 万 3,915 円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億 1,887 万円、2 項財政安定化基金支出金ゼロ円。

次のページをお開きください。

3 項県補助金 1,711 万 6,850 円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入 4 万 2,012 円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 6 億 1,076 万 2,040 円。

次のページをお開きください。

2 項基金繰入金ゼロ円。

8 款繰越金、1 項繰越金 7,982 万 2,610 円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 23 万 3,360 円。

次のページをお開きください。

2 項預金利子ゼロ円、3 項雑入 118 万 9,252 円。

歳入合計 43 億 6,974 万 8,824 円。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、歳出について、一括して説明を求めます。

介護長寿課長 374 ページをお開きください。

歳出の部になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額 4,200 万 3,047 円。こちらの不用額につきましては、職員人件費の職員手当の分の減と介護保険事務費の役務費の分の減になってございます。

2 項賦課金、1 目賦課金 190 万 9,534 円。

3 項介護認定審査費、1 目介護認定審査会費 439 万 7,412 円。

次のページをお開きください。

2 目介護認定調査等費 3,321 万 3,756 円。こちらの不用額につきましては、介護認定調査等の事業の中の医師の意見書、あとは調査委託の実績に伴う減でございます。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 41 万 2,635 円。これは、印刷製本費の入札差金によるものでございます。

続きまして、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 38 億 8,254 万 498 円。こちらの不用額は、給付の実績に伴います減になります。

2 目審査支払手数料 123 万 9,861 円。こちらの不用額につきましては、審査実績に伴う減でございます。

2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 8,790 万 4,204 円。こちらの不用額につきましても、給付実績による減でございます。

2 目高額医療合算介護サービス費 1,370 万 4,378 円。

次のページをお開きください。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金ゼロ円。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費 2,473 万 4,096 円。こちらの不用額につきましては、3つのほうの包括支援センターに委託をしております、その精算に伴う減でございます。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 4,955 万 6,460 円。こちらの不用額につきましても、包括支援センター委託料の精算による減でございます。

次のページをお開きください。

2 目任意事業費 2,257 万 3,212 円。こちらの不用額につきましては、配食サービス等の委託料の実績に伴う減でございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 6,486 万 6,000 円。

次のページをお開きください。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 20 万 3,060 円、2 目償還金 1,097 万 6,370 円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 69 万 9,724 円。

4項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費 21万8,102円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

歳出の合計額 42億4,115万2,349円。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

すみません、また私から。介護認定の審査会についてお伺いしたいんですけども、審査会ってあれですよね、要介護2とか3とかを認定するということですよね。それは年何回、その審査会というのを行っておりますでしょうか。

介護長寿課長 まず、合議体と言いまして、その審査をする合議体があるんですけども、ここが5つの合議体がございます、委員さん各5名おりますんで、25名で総勢やっております、毎月各合議体が1回ずつ行っております。平成27年の実績では、年間59回ほど、その審査会を開いております。

委員長 わかりました。

なぜお聞きしたかといいますと、要介護、例えば3とか4とかという認定を受けなければ、例えば特養とかの入所の希望というのは出せないんですよ。ですから、1回それを逃してしまうと、次にまた審査会をやるのが何カ月後とかなってしまうと、その間ずっとその希望が出せずにいるようになってしまうのかなと思ったものですから。でも、それだけやっているということは、機会を逃してしまったとかというようなことというのは余りないというふうに考えてよろしいんですか。

介護長寿課長 そうですね、機会を逃すというのは多分ないかと思います。ただ、ちょっと時期がずれてしまうというのがあります。というのはですね、この審査をするにあたりましては、まず申請書を出していただくのが1点と、あとは実は主治医のお医者の方から、意見書をもらわなければならないんですよ。その医者の意見書が出てこないことには審査にかけられないので、それが出てきた段階で審査にかけるといことがあります。ですから、場合によっては大変忙しい先生がですね、実際その診断書を書くのに、当然ご本人とお会いして、その状態を見て意見書を書いていただくわけなんです、それがちょっとおくれると、当然上がってくる書類もおくれるので、審査がおくれるということはございますが、ずっとできないということはございません。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

外にございますか。

副委員長 今、審査の件でちょっとお尋ねいたしますが、一度、例えば私が何かこう調子が悪くて審査を受けて、例えば認定、何でしょうか、要介護1とか2に認定されたとしますよね。そうしましたときに、もしその後、私が調子がよくなって治ってしまったという場合は、これはまたもう一度、何でしょう、この人はよくなりましたよ、認定はなくなりましたとかいう、そういう審査

はあるのでしょうか。

介護長寿課長 基本的に、まず認定審査のほうは、一般的には12カ月が有効期限になりまして、状態が安定されない方については6カ月という期間を設けて再審査をすることになります。場合によっては、以前審査を受けて認定を受けたよりも、実際重くなっているというようなことがある場合には、区分変更の申請ということが随時できますので、またそれを出していただければ、そこで再度審査をして、そこからまた期間が始まるということになります。

委員長 よくなった場合の話。

介護長寿課長 よくなった場合については、その期間が終了の時点で終了ということになります。

副委員長 例えば認定5とか重い方がいらっしゃいますよね。その後またよくなって、今はぴんぴんしているという場合がたまにこう聞き及ぶんですね。そうしますと、あの方は、今全然いいのに、どうしてあの人、ああやって認定受けて行っているんだろうねというようなお話を時々聞きますので、その認定の方法というのは、一度認定されてしまうとなくすというか、健康体になることは比較的あり得ないのかなと思うんですが、その辺は公正に多分認定されていると思いますが、いかがでしょうか。

介護長寿課長 まず、認定の基準からちょっとお話をさせていただきます。認定の基準というのは、その状態が重いとか重くないということ、当然あるわけなんですけれども、ただ、それだけではなくて、実際介護の手間にどれぐらいの時間を要するかというところが一つの基準になります。ですから、例えばその方が手術をしたことによって、そういったものが改善されると、一気に介護度が下がるとか。あとは、自宅でご家族のほうの手間が余りかけられないから、一人ぼっちになってしまったことによってどんどん悪化していたんだけど、施設に入って、施設の中でいろいろ面倒を見てもらったことによって、そういったものが改善されるというような方も中にはいらっしゃいます。

副委員長 わかりました。

委員長 外にございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。入れかえをお願いします。

2時20分に再開します。

休憩（午後2時10分）

再開（午後2時20分）

委員長 それでは、再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の先崎です。外2名が出席しております。

それでは、説明を申し上げます。

議案第73号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。平成28年度、那珂市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億75万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月30日提出、那珂市長。

6ページをお開きください。款項目、補正金額の順に申し上げます。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目広域化準備事業費補助金、補正額75万6,000円。

歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額75万6,000円です。

補正の内容でございますが、平成30年度からの国保の広域化にあたりまして、30年度から茨城県に事業費納付金という形で、国保税等を収めるような形になります。その歳出にあたりまして、那珂市の国民健康保険加入者の所得状況とか世帯の状況、軽減の状況等々をデータをとりまして、そのデータを事前に県のほうに提出することになりました。このためシステムを改修しなければなりません。今回、75万6,000円は、そのためのシステム改修の経費でございます。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号 平成27年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

保険課長 決算書に基づきご説明申しあげます。

102 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、総額で7億3,473万7,349円のうち、保険課所管の分につきましては、105 ページになります。105 ページの上の段になります。国民健康保険特別会計繰出金4億1,478万3,278円でございます。

続きまして、110 ページをごらんください。

4 項国民年金費372万7,535円になります。5 目後期高齢者医療費6億1,287万1,023円でございます。

次のページをお開きください。

7 目高額療養費貸付金150万円です。不用額として650万円ほど出ておりますが、貸し付けの申し込みがなかったということで、不用となりました。

次のページをお開きください。

9 目出産費貸付金、こちらにつきましても貸し付けの申し込みがなく、支出済額はゼロ円となっております。

一般会計分については以上です。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑ございませんか。

議長 那珂市の国保の総額が約69億円、それから後期高齢者6億円から、これやっぱり高齢社会の到来でもって、年々ふえているのかな。

保険課長 状況的に見ますと、国民健康保険につきましては、大体69億円です。後期については6億円とかあれなんです、基本的に国保を75歳で抜けますと、そっくり後期に行きます。今の状況的に申しあげますと、国民健康保険の加入者、これについては微減、ふえてはおりません、若干減っております。この要素は、出生数の低下とか、あとは会社のほうで社会保険がふえているので減少しているというような傾向がございます。ただ、給付、これから国民健康保険の特別会計に入りますが、給付に対して申しますと、総じてふえております。加入者が減っているのに給付がふえている状況になっています。これはやはり医療技術の高度化とか、そういう問題等々がいろいろあると思います。

また、後期高齢医療者につきましては75歳以上の方なんです、これは亡くなるまで茨城県の広域連合のほうに入っております。年間、那珂市ですと大体600人ぐらいですか、国保なり、あとは社会保険の任意継続でいきなり後期に行く人もおるんですが、やはり後期の場合は1人頭の医療費というのが国保に比べますと、大体後期で80万円から90万円ですか。国保ですと大体30万円。高齢者でございますので、当然医療費というのはかかるような状況が出ております。

以上です。

委員長 外にございますか。

すみません。また私から。申しわけございません。

ページでいうと 112 ページになるんですが、高額療養費貸付事業については、これは国保税の滞納によりということが施策調書にも書いてありますけれども、これは滞納であって、加入はしている、つまり国保に加入しているということがまず大前提、条件ですよ。

保険課長 はい。

委員長 そうですよ。それで、実はこういう、ちょっとこの高額療養費とはちょっと離れますが、こういう事例があったんです。那珂市から例えば就職とかで東京とか、そういうところへ出ていった方がいます。それによって自分のところの実家の国保から退会、当然せざるを得ませんよね、扶養が外れますから。例えば東京の 23 区、例えばなんとか区というところに転入したとします。転入したところ、就職するところの会社が試用期間というのがあって、3 カ月保険には入れないよというところがあって、本来はそこで自分で国保に加入しなければいけないんでしょうが、3 カ月、若いというのもあるし、何も特にないだろうということで国保に加入しなかった。ところが、その 3 カ月を目前に入院してしまったということで、病院から、これ自由診療ということになりますよね、国保に加入していないわけですから。四、五日入院したらしいんですが、60 万円という請求があったと。当然、某 23 区の区に相談したところ、さかのぼって国保に加入して納めますから、なんとか給付、保険のほうで対応できないかということをお願いしたらだめだということがあったらしいんです。

これは各自治体が決められるんですよ、いわゆる国保の話については。なので、そのなんとか区ができなかったこと云々じゃなくて、逆に那珂市がそういった転入者に対して同じ対応になりますかということをお聞きしたいんですが。つまりさかのぼって給付ができますかということですか。

保険課長 できます。

委員長 できる。

保険課長 基本的には、国保の原則で申しあげますれば住所地主義です。住民票があるところで国保をつくる。今、委員長ご指摘のように転出で東京に行ったよと。会社にたまたま就職したんだが、試用期間だからまだ保険はもらえないんだと。その状況で病気になってしまったといった場合は、もう那珂市を転出した段階で、例えば A 区なら A 区に住民票を置いた段階で、当然国保をつくらなければならない。

ですから、私から言わせれば、その 23 区のどこの区かわかりませんが、対応が非常に間違っているんじゃないかというふうに私は思います。基本的に私らの場合は、社会保険、1 つのケースで申しあげると、よく扶養に入っていて、例えば奥さんがいて、120 万円ぐらい稼ぎ過ぎてしまったと。そうするときかのぼって、1 年、2 年前に上って資格を外すんですよ、社会保険の場合は。そうしますと、国保はそこまで戻って課税をしなければ、じゃなければ、国民皆保険の制度が崩れてしまいますよね。その期間宙ぶらりん、生きてはいるんだけど、どこの制度にも入れないよと。それは国保の制度上、皆保険の最後のとりでですので、どこにも入れない人が結局国保で救う、そういう原理原則がありますので。私はどこの区かちょっとわからない

んですが、那珂市で当然そういう事案があれば、当然さかのぼって入れますよね、国保には。それで当然給付も。

ですから、お客さんで1年も2年もして、とうとう1年、2年病院に行かなかったよと。それ過ぎてしまったやつ1年前からさかのぼって、じゃ、税金も払わなければならない話ですよ。当然給付が発生してしまったから、保険でやってもらうのに急いで手続とるという話はあると思うんですが。ですから、窓口にも来ます、たまにそういう方います。何で過ぎたやつ払わなければならないんだと、俺は買い薬でやっていただろうというお話で、窓口で苦情を申される方もいるんですけども、選択制があつて国保に入るわけじゃないですから、それはちゃんと担当のほうで制度を説明させて、納得してもらって、1年前であろうが、資格取得はここだよと。きょうまでの税金は当然発生しますからねということで処理をしています。

委員長 なるほどね。わかりました。

その某区では、加入は認めるけれども、給付はできないと言われたらしいんです。

保険課長 加入を認めるということは、税の負担が発生する話ですから。それで過ぎてしまったやつを給付をしないというのは、もう支離滅裂な話ですよ。多分、国に、厚労省に言えば、一発でその区は指導を受けると思います。

委員長 そうですか。

保険課長 じゃないとおかしいでしょう。加入を認めるということは、資格を与える、国保を使う権利を与える。それは納税の義務が発生する。当然のことですからね。加入を認めて給付しないといたら、泥棒と同じですよ、泥棒よりひどいですよ。ですから、それはその区の対応が確実に間違っているというふうに私らは認識します。

委員長 わかりました。安心しました。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

まず歳入について、一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の274ページをごらんください。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、収入済額 13 億 6,541 万 8,402 円。国保税につきましては、要素的に一番大きいものが医療分の現年分となっております。税額でいきますと、収納額で8億2,000万円ほど上がっております。ここの部分の徴収率で申しあげますと、27年度においては91.81%、26年度においては89.90%ということで、1.91%ほど徴収率が上がっている状況となっております。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 121 万 9,040 円です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 10 億 8,637 万 5,565 円です。2 項国庫補助金 3 億 5,734 万 3,000 円です。

次のページをお開きください。

4 款療養給付等交付金、1 項療養給付費等交付金 3 億 1,770 万 8,821 円でございます。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 13 億 4,136 万 3,902 円です。

6 款県支出金、1 項県負担金 3,644 万 1,959 円です。

次のページをお開きください。

2 項県補助金、2 億 9,833 万 2,000 円です。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 14 億 988 万 1,382 円でございます。

8 款財産収入、1 項財産運用収入 8 万 5,617 円でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 億 1,478 万 3,278 円でございます。2 項基金繰入金ゼロ円。基金繰り入れにつきましては、平成 26 年度の繰越金が 2 億 9,000 万円ほど発生しまして、27 年度財政として基金の繰り入れをしなくてもいけるということで、ゼロ円となっております。

次のページをお開きください。

10 款繰越金、1 項繰越金 2 億 9,227 万 7,915 円。

11 款諸収入、1 項延滞金及び過料 2,476 万 6,474 円です。2 項預金利子 2,951 円です。3 項雑入 626 万 2,357 円です。

収入合計としまして 69 億 5,226 万 2,663 円となっております。

以上です。

委員長 歳入についての説明が終わりました。

歳入についての質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 286 ページをごらんください。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,766 万 8,284 円になっております。不用額 400 万円ほどありますが、役務費関係、委託料関係の減額による不用額でございます。

2 目連合会負担金 197 万 8,968 円でございます。

2 項徴税费、1 目賦課費 66 万 6,651 円でございます。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費 20 万 2,236 円でございます。

次のページをお開きください。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 33 万 8,040 円でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費でございます。33 億 3,163 万 7,867 円になっております。不用額のほうで 7,476 万 9,133 円ほど出ております。以下の目にお

いても不用額が出ておりますが、支払い額確定による予算残額ですので、ご了解をお願いします。

2目退職被保険者等療養給付費2億4,486万469円です。3目一般被保険者療養費2,780万5,068円でございます。4目退職被保険者等療養費141万1,644円でございます。5目審査支払手数料1,121万4,539円でございます。

次のページをお開きください。

2項高額療養費、1目一般被保険者等高額療養費3億9,844万1,869円でございます。2目退職被保険者等高額療養費4,427万6,446円でございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費15万7,087円でございます。4目退職被保険者等高額介護合算療養費ゼロ円でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費ゼロ円でございます。2目退職被保険者移送費ゼロ円でございます。

次のページをお開きください。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金2,002万5,530円でございます。2目支払手数料9,870円でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費352万円でございます。

5款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金8億4,235万3,539円でございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金5万4,537円でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金53万7,508円でございます。

次のページをお願いします。

2目前期高齢者関係事務費拠出金5万6,095円でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金ゼロ円でございます。2目老人保健事務費拠出金2万9,514円です。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金3億3,817万5,730円でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金1億1,520万3,836円でございます。

次のページをお開きください。

2目高額医療費共同事業事務費拠出金でございます、ゼロ円でございます。3目その他共同事業拠出金1,666円でございます。4目保険財政共同安定化事業拠出金12億9,932万1,953円でございます。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費225万3,729円でございます。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費3,685万1,659円になります。不用額で780万円ほど出ておりますが、当初見込みました特定健診の受診者4,800人ほどで予算化しておりました。実際4,250人ぐらいで88%ぐらいの予算の執行はできたんですが、その受診者が見込みどおりいかなかったということでの主な減額になっております。よろしくをお願いします。

次のページをお開きください。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備金積立金 7 万円。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 703 万 6,799 円でございます。2 目退職被保険者等保険税還付金 8 万 2,665 円。3 目償還金 4,581 万 6,001 円でございます。こちらにつきましては、平成 26 年度の国庫補助金の精算による返還でございます。次のページをお開きください。

4 目一般被保険者還付加算金 15 万 9,100 円です。5 目退職被保険者等還付加算金ゼロ円でございます。

11 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。

歳出合計としまして 68 億 2,221 万 8,899 円となっております。

以上でございます。

委員長 歳出についての説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で国民健康保険特別会計（事業勘定）の質疑を終結いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

まず歳入について、一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の 406 ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算についてご説明をします。

まず歳入でございます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 4 億 617 万 4,100 円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 8 万 2,700 円でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 1,768 万 3,203 円でございます。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 6 万 7,900 円でございます。

2 項償還金及び還付加算金 20 万 8,800 円でございます。

次のページをお願いします。

3 項雑入 12 万 9,600 円でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金 161 万 700 円でございます。

収入合計 5 億 2,595 万 7,003 円でございます。

委員長 歳入についての説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 410 ページをお開きください。では、ご説明申しあげます。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 5 億 2,482 万 6,663 円でございます。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 20 万 8,900 円でございます。

2 目還付加算金ゼロ円でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金ゼロ円でございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。

歳出合計で 5 億 2,503 万 5,563 円でございます。

以上でございます。

委員長 歳出についての説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で後期高齢者医療特別会計の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入れかえをお願いします。

休憩 (午後 2 時 51 分)

再開 (午後 2 時 53 分)

委員長 再開いたします。

執行部関係者が出席いたしました。これより認定第 1 号 平成 27 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、討論、裁決を行います。

まず、討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

それでは、認定第 1 号の採決を行います。

認定第 1 号は原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号は原案のとおり認定すべきものとするに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

休憩 (午後 2 時 54 分)

再開 (午後 2 時 55 分)

委員長 再開いたします。

続きまして、請願第 3 号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

では、最初に事務局に請願書を朗読させます。

次長補佐 それでは、お手元に請願第 3 号をお配りしておりますので、こちらをごらんください。

請願第3号。紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

教育予算の拡充を求める請願。

請願趣旨。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害のある子どもたちへの合理的配慮、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちのゆたかな学びを保障していくためには、教職員定数改善が不可欠です。

第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。そのため、本県を含むいくつかの自治体においては、独自財源による定数措置を行い対応しています。しかしながら、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

また、東日本大震災以降、学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題、子どもたち、教職員の負担増など教育関係の影響がいまだに残っており、政府として人的・物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。

こうした観点から、2017年度政府予算編成において、教育予算の拡充が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書提出を請願いたします。

請願事項。

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

平成28年8月18日。

請願者、茨城県水戸市笠原町978-46。

茨城教育会館2F、茨城県教職員組合。吉田豊外228名。

那珂市議会議員、中崎政長様。

以上です。

委員長 この教育予算の拡充を求める請願につきましては、毎年議員が紹介議員となって提出され、採択をされております。ですが、今回若干その請願事項1、2、3とありますけれども、若干変更といたしますがございまして、その変更になったところをちょっと事務局のほうから説明させます。

次長補佐 教育予算の拡充を求める請願につきましては、毎年同じような内容では出ているんですが、前回、去年出てきたものと違っているところが請願事項の1番のところなんですが、今までは少人数学級の推進というところを1番目の請願事項として上げていたんですけども、今回は子供

たちの教育環境改善、それから教職員の定数改善についてが1番目の請願事項となっております。2番、3番につきましては、昨年と同じ内容となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

請願趣旨のところの文章のちょうど中ほど、改行になった部分、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いているところなんですけど、この部分についてちょっと私も、計画が完成しているのになぜ国が改善計画がない状況が続いているのというところをちょっと私も疑問を持ったものですから、ちょっと調べていただきましたところ、請願提出者のほうから、請願趣旨という皆さんにお配りされていますでしょうか、が出てきました。つまり計画が完成したんですね。毎年毎年見直しといいますか、によって計画が繰り返し計画がされてきたんですが、平成18年からですかね、第8次の計画というものが、詳細な具体的な計画がされないままもう10年ぐらいたっているということでした。

ですから、国の改善計画が完成したのに、完成してしばらくの間は毎年毎年計画が見直しされてきたものが平成18年度以降計画がないまま、ないままずっとこう来てしまっているというような意味だということで、この請願の趣旨のところ詳しく書かれたものが皆さんのお手元に配られていると思いますので、そういうことだというふうにご理解いただければと思います。

請願事項が、先ほど事務局の説明のように、1番については少人数学級という言葉がありましたが、それが今は教育環境改善、そして教職員の定数改善という文言に変わったところが今までと変わっているところであります。それをまずご理解いただいた上で、皆様のほうから何かご意見がございましたらお願いをしたいと思います。

特にございませんか。

君嶋委員 ちょっといいですか、聞きたいのは、計画的な教員定数改善を推進すると、計画的なということは、基準的にはもう決まっていますよね、教員の数というか、生徒に合せて何名というのは、それ以上の何か改善すること、ちょっと、毎年これ上がってくるんで、毎年採択はして意見書は上げているんですけども、今回ちょっとこの辺がどういうことなのかなと疑問に思うんで。

委員長 もう一つ、ちょっと私のほうに手元に資料がございまして、先ほど言いましたように、平成17年度までは第7次の計画として、実際に学級の編成が第1次のころ、最初の昭和34年のころは50人という具体的な計画があった。それが45人になり、40人になり、今では35人学級とかいいますが、その具体的な計画が今はないんですね。先ほど言いましたように、具体的な計画がなくなってしまった。けれども、35人学級とかを推進しているというようなことなんで、具体的な計画をちゃんとつくってくださいということが今回の請願の趣旨なのかなというふうに思うんですね。

計画をつくれば、当然その予算も措置しなければいけないというところで、何か問題と申しますか、何かがあるのかもしれませんが、国のほうでね。

つまり請願者とすれば、きちんと予算をつけて、まず計画を立てて予算をつけてくれよという

ことが今回の趣旨だと思うんですが、その計画がないだけに、別にその予算が措置されなくても、ある意味なら問題ではないということになってしまっているのかなということで、その辺の具体的な計画をちゃんと立ててくださいということをなんだと思うんですね。

君嶋委員 あとは、問題はないですしね。震災というけれども、最近、震災、災害というか、今外の北海道にしる岩手にしろ、やっぱり学校とか、水害なんかにも影響しているから、その辺は震災だけにこだわらず災害でね、教育復興のためとかそういうのも必要かなというのはあるんで、そこをちょっと文章の中にも入れてもいいのかなと思いますね。この請願の中に来ていますけれども、震災というのにこだわらないで、ここなんかは、ちょっとその辺は、災害というのも入れてもいいのかなとちょっと思うんで。

あとは、もう毎年これ上がってくるし、要望を出すのは私は結構だと思います。

委員長 ありがとうございます。

ここで言う3番の震災というのは東日本大震災のことを言っているんでしょうけれども、それに限らずいろんな災害があるだろうと。それによって教育の復興も必要に迫られているところがあるはずだと。だから、そういうような文言にしたらどうかというようなことですね。

議長 やっぱり子供の教育環境というのは一番大事だし、それから、教員の負担軽減も図る、より子供に寄り添って教育していただきたいということで、こういう趣旨の請願というのは国にどんどんやっていくべきだと思います。

委員長 ありがとうございます。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ、終結いたします。

それでは、これより討論に入ります。討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま請願第3号 教育予算の拡充を求める請願が採択されましたので、これより意見書の案文の検討を行います。

最初に、事務局に請願第3号の意見書(案)を朗読させます。

次長補佐 教育予算の拡充を求める意見書(案)。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が

多くなっており、教職員の多忙化が大きな社会問題となっている。また、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。学習指導要領により授業時数や指導内容が増加している中、子どもたちのゆたかな学びを保障していくためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要不可欠である。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

また、東日本大震災等の災害からの教育復興のためには、政府としての人的・物的な援助や財政的な支援が必要であり、継続的な予算措置をしていくべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

茨城県那珂市議会。提出先は以下のとおりです。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見書（案）について何かご意見はございませんかということなんですが、先ほど君嶋委員のほうから、3番の震災からのというところを災害というような文言にというお話がございましたけれども、この請願の内容を我々を変えるわけにはいかないんですよ、多分ね。できるんですか。

（「できます」「あくまでも議会が出すものですから」と呼ぶ声あり）

委員長 それでは、意見書（案）について、今の君嶋委員のお話もございましたが、いや、ぜひそれは入れるべきだろうと、直すべきだろうというようなご意見はございますか、外に。

暫時休憩いたします。

休憩（午後3時12分）

再開（午後3時14分）

委員長 再開いたします。

それでは、請願事項の3番を、震災からですと、東日本大震災だけのようにも解釈できますので、それを含めた、災害からの教育復興のための予算措置を継続して行うことというような、幅広く、そういった意見書のほうがよいのではというご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

(「賛成です」と呼ぶ声あり)

委員長 よろしければ、意見書(案)については、そのような意見書の提出をしたいというふうに思っていますので、案文として以上のように決定をいたします。

以上で意見書の案文の検討を終了いたします。

続きまして、茨城県市議会議長会議員研修会の出席者についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

次長補佐 それでは、きょうお配りした資料の中で、平成28年度第1回議員研修会の開催についてという通知文のほうをごらんください。

先日お話ししましたとおり、第1回議員研修会、宿泊のほうの研修会ですけれども、開催日が11月15日から16日となっております、内容といたしましては、15日が講演で、議会改革の問題点と処方箋ということでの内容でございます。会場は鹿島セントラルホテルとなっております。

次の16日につきましては、視察研修が入っております、潮来市ボートセンター、こちらが国体のボート競技の会場予定地となっているということで、こちらを見学する予定となっております。教育厚生の方から1名の選出をお願いいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ちなみにこれ教育厚生常任委員会以外の各委員からも1名だと思んですけども、正副議長とか議運とか、そういったところからの選出もあるんですか。

次長補佐 議運も。

委員長 議運もあります。では、そういったことも含めてご検討いただければというふうに思います。

まず、教育厚生常任委員会から出席者1名ということなんですが、基本的には希望者がいれば一番いいのかなと、積極的に行っていただくという意味でいいのかなと思いますが、どなたか希望者ございますか。

外の委員会、議運や原子力とかいうところで選出予定になっている方もいらっしゃるということなので、そういうお声がない方は積極的に参加してみたいかと思っております。

みんなの視線を集めている方が。

どうでしょうか。

大和田委員がぜひ出席したいということでございますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、大和田和男委員に出席をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、議会報告会での報告案件についてを議題といたします。

今年の議会報告会は10月22日土曜日にらぼーる、23日日曜日にふれあいセンターごだいで開催をされる予定となっております。

報告会の概要について、まず事務局から説明があります。よろしく申し上げます。

次長補佐 それでは、お配りしました資料の中で、第4回議会報告会、当日のスケジュールと役割分担（案）のほうをごらんいただきたいと思います。

議運のほうで、今年の議会報告会の開催につきまして検討してきました結果、今年は、去年と違う点といたしましては、まず開催時間を午前中にしたということで、10時から12時までの開催時間となっております。

それと、報告会の記録を広報委員会のほうでとるということになっておりまして、議会運営委員会と広報編集委員会の皆様につきましては、22、23日両日出席していただくということでスケジュール表のほうをつくっております。

それから、各委員会ごとの報告でございますが、教育厚生常任委員会のほうですね、発表者の方は正副委員長ということで、地元の会場以外のところで報告をしていただくということで、22日のらぼ一るのほうが副委員長、ごだいのほうが委員長ということで配置しております。

それから、広報のほうですね、大和田委員に関しましては、発表のほうがございませんので、2日間記録ということで入れております。

それから、報告案件につきましては、今定例会の案件、それから新しい委員会のメンバーになりました今年の3月、6月の内容の中からピックアップしていただいて、いくつか、時間も五、六分になりますので、それでおさまる範囲内での報告案件のほうをきょう決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

それでは、教育厚生常任委員会の報告案件について検討したいと思います。

今定例会の案件、そして今年の3月、6月定例会の案件から委員会として報告したい案件をピックアップしたいと思います。

前回発行の議会だよりもお配りしておりますので、それも参考にしながら、報告案件について皆様からご意見をいただきたいと思います。

私のほうから、事前にちょっと考えたんですが、参考意見として、この定例会、3月、6月も含めた定例会の案件だけでなく、視察、つまり今、教育厚生常任委員会ではこういう調査事件について視察とか勉強会をやっていますよといった報告でもよろしいかと思ったり、また今後こういうような事件について調査してまいる予定だというようなことも含めていいのかなというふうに思いますので、その辺も含めて皆様からご意見を頂戴できたらと思います。

いかがでしょうか。

君嶋委員 7月に教育厚生で3カ所視察をしてきましたけれども、そういう視察の中のものと那珂市をちょっとすり合せながら、その辺の意見をまとめて、これからそういうものに対しても、ですから、病児保育なんかも那珂市で実際民間の医療機関でやっていますけれども、そういうものに対しても連携、いろいろこの委員会として今後こういうことを進めていきたいという、視察をしながら得たものをちょっと報告するのも市民に対してはいいのかなというのちょっと感じてい

ますし、先ほどの決算委員会の中でも、休日診療の時間外の問題なんかも、日曜の時間外も、やはり医師会との連携がとれればとか、そういう答えも出てくれば、実際そういうのも今後の課題として上げて報告していくのもいいのかなということ。そういう視察を絡めてもいいと思います。

ここに委員長の報告が出ていますけれども、余りこだわらないで、そういうのもいいのかなと。せっかく2日間、暑い中での視察をしてきた結果があると思うんで、そういうのをまとめてもいいかなと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。外にございますでしょうか。

今の君嶋委員のご意見にもありましたが、ただ見てきただけでは、ちょっと報告としては、だからという話になってしまいますんで、見てきた結果こういうことを感じて、こういう要望を執行部とかにしなから、また今後こういうふうにしていきたいというような考えを入れないときちんとした報告にならないかと思うんで、そういったところをぜひ入れてはどうかなというふうな気もいたします。

また、今回の9月の主なものは決算の認定でございましたけれども、先ほどそういった休日の診療とかのお話も出てまいりましたけれども、6月の定例会で保育料の徴収条例の一部の改正によって、第1子の年齢にかかわらず第2子が半額、第3子以降は無料になったとか、それから、医療福祉費の支給について、所得の制限が撤廃されたとかいったことも、いい報告として挙げられるかなというふうに思いますので。こういったことも含めて報告してはどうかなというふうに個人的には思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 今、君嶋委員が言ったように、議案第何号は全会一致で可決されました、これはもうみんなわかっていることだし、今、委員長が言われたように、そういうものでもない、これから那珂市はこういうふうに進みますよ、教育厚生はこういうふうな提案をしていきますよと、そっちのほうによっぽど市民をひきつける力があると思うんで、その辺のまとめは委員長、副委員長が発表するんだから、お任せをして、五、六分だと思うんですが、ひとつしっかりとしたあれを書いてもらえればいいのかと、そういうふうに思います。

萩谷委員 教育厚生は議会だよりね、たったという言葉は悪いんだけど、もうこれではね、ちょっと、委員長が言ったようにねとか、みんな考えているように、やっぱり視察のこととかいろいろ入れて、これは二の次でもいいくらいな感じで、思うよね。だから、どっちかというのと2つ、でしょう、これ。だから、方向性とかいろんな考え方とか、そういうのを来た人に示したほうがいいよね。もちろんこれを入れてもいいでしょうけれども、やっぱり視察なんかで感じたこととか、いろいろ、これからこういうのを目指してやっていきたいということをかえって、むしろ議会報告会で、教育厚生としてはお話しいただいたほうがいいのかと思いますよ。議長とか君嶋委員が言ったような方向でまとめてもらえれば、あとはお任せしかないんで、よろしくお願いたいと、委員長、思います。

副委員長 教育厚生ということで、これはずうっと引きずっているんですが、給食の中の異物混入、これは解決とかいう問題ではないので、これについても少少何かアピールしていったほうがいいんじゃないかなと私はずうっと思うんですが。

萩谷委員 それ批判するわけじゃないですが、異物混入なんかは、なかなか難しい、私は問題だと思っているんですよ。結局気をつけても、事故とか何かは起きてしまう場合もありますので、余り議会報告会の中では取り上げて、何だよと、わかんない人まで何があったんだと、こういう騒ぎになる可能性もあるので、やっぱり一歩そういうのは抑えておいても、前向きな話のほうが、視察した結果とかこれからの思いとかのほうが、委員長と副委員長でまとめてもらったほうが、私はそう思います。そのほうがいいかなと思いますよね。なかなか異物混入は、防げと一生懸命やるでしょうけれども、そういうことが起きてしまう可能性がありますから。と思うんですけどもね。誰も一生懸命やっているんでしょうけれどもね。

委員長 給食の異物混入につきましては、当然市民の方々から質問がね、何かそういう話聞いたんだけれどもというような質問も当然考えられますから、それに対するどういう対応をとったのか、そして今後どうするのかという部分についてはしっかり答えられるようにしておかなければもちろんいけないというふうには思います。

それでは、内容につきましては、今まで皆さんからいただいたご意見を参考にしながら、正副委員長のほうで、五、六分になるかとは思いますが、それでまとめて、皆様にまたご報告する機会はあるんですか、リハーサルこれやりますよね。その前にでも、こういった内容でどうでしょうかということで、なんらかの形でお知らせして見ていただいて、またそこにご意見とかあれば、そこでまたいただくと。場合によっては訂正するというようなことでよろしいでしょうか。よろしいですか。

君嶋委員 ちょっとうちのほうで議運ということで、中で、今回はお声をかけさせていただいているのは、那珂高校、水戸農業高校、あとは大成女子短期大学、あとは女性ネットワークとか、いろんな団体をちょっと幅広く、そういうのをふやして、一応声をかけさせてもらうということで、これから動き出しますから、やはりそういう面でも、皆さん、報告したときにも、そういうものも含めた内容をいろいろ入れてもらえればなと思います。

来るか来ないか、一応、広報委員会で取材をした団体に。ですから、那珂高校さんとか、あとは農業団体、いろいろな団体をちょっと何件かピックアップして今回は声をかけさせてもらうということです。ですから、今までの自治会とか、まちづくり委員会だけではなく、団体さんにも声をかけさせてもらうという方向で。何名来るかとか、まだこれからですから。ですから、皆さん、声をかけていただきたいと思います。

以上です。

委員長 わかりました。

それでは、一応、正副に、まずはご一任いただいて、その後皆様のほうにご提示させていただきましますので、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、今の点にも関係しますが、調査事項に係る視察研修後の意見交換と今後の進め方についてを議題といたします。

7月末に行った視察研修は、皆さん、大変お疲れさまでございました。大変忙しいスケジュールでございましたが、有意義な研修ができたと思っております。視察の概要をまとめたものが皆様のお手元に配られているかと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 それでは、3部ほど、別々に行き先ごとに、視察内容についてまとめたものをお配りしておりますので、1つ目がつくば市、厚生労働省と厚木市、それぞれ3つを、あちらの説明の概要と、それから質疑応答のあった事項についてまとめておりますので、こちらは、中身につきましては後でござらんいただきたいと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今回の視察研修については、どのようにまとめるかは、今定例会終了後に改めて委員会を開いて検討したいと思っておりますので、まずこのつくっていただいたものを後ほどござらんいただきまして、視察についての感想や参考になった取り組みなどについては各自まとめてきていただきまして、今後、那珂市において必要となる施策について考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

あわせて、今回の調査事項について、委員会ですらに調査をする必要のある事項があれば、そちらのほうもご意見をいただきまして、今後のこととして検討したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

現時点で何かご意見があれば頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。この視察研修について、そしてまた今後のことについて。

皆さんで、次の委員会ですらまとめたものをまた先ほどの議会報告会の中で報告するような形になるかと思っておりますので、その辺もお含みいただきまして、皆さんで各自ご検討いただきたいというふうに思っております。

じゃ、特に現時点でご意見等ございせんか。

(なし)

委員長 それでは、特にないようですので、次回の委員会の日程を決めたいと思っております。

議会報告会が10月22、23とありますので、そのときには、この視察についてまとめたもの、また今後どうするかについて、議会報告会で市民の方に報告することに先ほどなりましたから、当然その前に委員会を開かないとまとめられないというか、報告ができませんので、10月の遅くとも中旬ぐらいまでに次の委員会を開催したいなというように思っております。

事務局からお願いします。

次長補佐 すみません、議会報告会のリハーサルと全員協議会のほうを10月18日の午後に行いたいと思っておりますので、報告する内容につきましては、それ以前にもう資料のほうをまとめて作成するような形になりますので、早目にまとめていただければありがたいと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ということでございますので、もし皆様可能でしたらば、今月中に、今月下旬ぐらいにどうか
なと思うんですが、視察についても記憶が鮮明なうちに。

ということで、9月下旬ぐらいでよろしいですかね。もし皆様で何か希望、例えば9月26日
からの週で。

事務局からどうぞ。

事務局次長 申しわけありません。27日につきましては議長用務が入っております、28日につい
ては産業建設の常任委員会が入っております。できれば27、28については外していただきたい
と思っております。

以上です。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、9月26、28、29、30、この辺で皆さんのご都合を伺いたいと思いますが、何かこ
の日はだめという方はいらっしゃいますか。

副委員長 午前ですか、午後ですか。

委員長 時間は10時からを予定したいと思います。

副委員長 29日は、ごめんなさい、私ちょっと外してほしいです。

委員長 そうしますと、今のところ9月26か30の午前10時からということなんですが、どちらで
もよろしいですか。

(「今のところ大丈夫」と呼ぶ声あり)

委員長 大丈夫ですか。じゃ、どうしましょうか。早目のほうがいいですかね。じゃ、9月26日月
曜日10時からということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、次回の委員会を9月26日月曜日の午前10時から開催するということとしたいと
思いますので、よろしく願います。

それでは、本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会(午後3時38分)

平成28年11月18日

那珂市議会 教育厚生常任委員長 古川 洋一